

第四次

井川町

総合振興計画



平成23年3月
秋田県井川町

第四次 井川町総合振興計画・・CONTENTS

I 序 論

1 計画策定の背景	
(1) これまでの取り組み	6
(2) 社会の変化	11
(3) 国および秋田県の施策の方向	13
(4) 「新・井川町総合振興計画」の策定について	13
2 計画の性格	
(1) 計画の目標年次	14
(2) 計画の役割	14
(3) 計画の構成及び期間	15
3 井川町の現状と課題	
(1) 井川町の特長	16
(2) 井川町の課題	21

II 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	24
第2章 まちづくりの指標	25
第3章 まちづくりの基本方針	26
第4章 施策の大綱	28

III 基本計画

第1章 美しい自然が輝く 安全快適な まちづくり	38
第2章 心豊かに やさしく安心な まちづくり	54
第3章 大地を育み心培う 生き生き まちづくり	68
第4章 あたたかな心 夢ときめく ひとづくり	76
第5章 行財政運営	86

参 考 資 料	90
---------------	----

第四次井川町総合振興計画 策定にあたって



井川町長
齋 藤 正 寧

21世紀を迎え10年余りが経過した今日、本町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進展、長期にわたる景気の低迷による深刻な雇用問題、地球規模での環境問題等々、大きく変容し続けてまいりました。

さらに、本計画策定後に発生した東日本大震災では、各地で甚大な被害に見舞われました。当町では家屋倒壊や人的被害など大きな被害はなかったものの、地震発生直後から停電に見舞われるなど、社会生活が一時混乱しました。その教訓を生かすべく新たな防災対策、再生可能エネルギーの利用などの対策も考えていく必要があります。

このような社会情勢の変化に加えて、本町においては産業振興対策、地域の主体的なまちづくりや行財政改革の推進、高度情報化社会への対応など、行政に求められる役割は今後ますます多様化、高度化していくものと予想されます。

このような状況の中で、このたび、「心豊かに 生き生き 安らぎの町」をまちづくりの基本理念とする第四次井川町総合振興計画を策定いたしました。

本計画では、町民が経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいを感じながら生活し、人と人が助け合って心通わせることができる、活力に満ちたまちづくりを目標にし、サブタイトルとして～心ふれあう“結のまち”いかわ を目指して～を掲げております。

今後、本計画を着実に実施していくためには、町民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働を基本として推進することが求められます。

そのためには、町民皆様のご理解とご協力が必要不可欠であり、より一層のご支援をお願いするものであります。

計画の策定にあたりまして、町民意識調査やまちづくり懇談会等を通じて、ご意見、ご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました振興計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。



I 序 論

1 計画策定の背景



(1) これまでの取り組み

① 井川村総合開発計画（昭和45年～昭和47年／3ヵ年）

この計画は、旧上井河村・下井河村2ヵ村が合併以降、初めての総合的な計画行政推進のための指針として策定されました。

その時代背景としては、国においては新幹線や高速自動車道の整備と大規模プロジェクトを組み合わせた方式を開発手法とする新全国総合発展計画が推進され、また県においては、農工一体の豊かな郷土づくりをめざす第三次秋田県総合発展計画が推進されていました。

このような中であって、この計画は「健康な井川」、「明るい井川」、「豊かな井川」の3つを村づくりの基本計画とし、国・県等の計画との整合性を保ちながら、高度経済成長下における農山村地域の過疎からの脱却をねらいとして、農業の近代化、内陸型工業の立地による雇用機会の拡大、都市化に対応した生活環境の整備、計画的な土地利用の推進の4つを柱として、関連する施策・事業を計画的に実施しています。

この計画期間内、工業においては、全県にさきがけて内陸工業団地の造成を行い、男子型企业である株式会社スズキ部品秋田の誘致が実現し、農工一体をめざす新しい産業体制へのステップを踏みだすに至り、また教育基盤である統合小学校の建設、さらに保健衛生活動の成果は保健文化賞の栄光に輝くなど、各分野にわたり著しい進展をみしました。

しかしながら、高度経済成長による開発先導の体制は過密、過疎、公害等の新しい問題を生み、また基幹産業である農業は、食料需給構造の変化による米の生産過剰によりその調整が開始されるなど本町を巡る社会経済情勢はめまぐるしく変貌し、本計画の推進にあたって直接あるいは間接的に大きな影響を受け、各種産業の拡大が期待どおりにすすまず、人口の流出も続きました。

〈計画期間の主な事業等〉

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・成人病予防対策事業 | ・土地基盤整備事業 |
| ・経営近代化施設整備事業 | ・家畜導入事業 |
| ・林道開設事業 | ・林道及び農道整備事業 |
| ・西保育園建設事業 | ・社会教育施設（児童館、分館）建設事業 |
| ・消防施設整備事業 | ・統合小学校建設事業 |
| ・井川中学校合宿所建築事業 | |



② 第二次 井川村総合開発計画（昭和48年～昭和52年／5ヵ年）

この計画は、一層高度化、多様化する社会経済情勢に対応するため、井川村総合開発計画を見直す必要が生じ、策定されたものです。その概要は農業の近代化と各産業の一体的発展、高福祉社会の推進と生活環境の総合整備、豊かな心の創造と生涯教育の推進、計画的な土地利用の推進などに重点をおいて関連する施策・事業を計画しています。

この計画の策定後、株式会社スズキ部品秋田の操業開始など明るい話題はあったものの、昭和48年のオイルショック、昭和48年から翌年にかけての豪雪などは、本町を巡る社会経済に大きな影響を及ぼし、また、国の総需要抑制対策等により本計画の遂行が危惧されましたが、国・県の各種補助事業の確保や町単独事業の実施により、計画された事業はおおむね着手しました。

〈計画期間の主な事業等〉

- ・成人病予防対策事業
- ・経営近代化施設整備事業
- ・上水道整備事業
- ・コミュニティセンター建設事業
- ・学校給食センター完成
- ・町民体育館建設事業
- ・町民いこいの森整備事業
- ・農村総合整備モデル事業
- ・町道整備事業
- ・農村環境改善センター建設事業
- ・統合小学校完成
- ・中学校合宿所完成
- ・町民野球場建設事業
- ・町清掃センター整備事業

③ 第三次 井川町総合開発計画（昭和53年～昭和57年／5ヵ年）

この計画は、第二次井川村総合開発計画の計画期間の終了に伴い、わが国経済が高度成長から安定成長を志向する中での定住構想の実現と工場の地方分散を志向する第三次全国総合開発計画や「環境」、「くらし」、「心」の三つの豊かさとの調和を志向する第四次秋田県総合発展計画との整合性を保ちながら、町政振興の基礎的条件整備等に重点をおいて策定されたものです。

この計画期間内における本町を巡る社会経済は、米の生産過剰基調が強まる中で水田利用再編対策の実施や第2次オイルショックの発生など、厳しい環境下にあり、農業の不振とともに人口の流出にも歯止めがかかりませんでした。

〈計画期間の主な事業等〉

- ・成人病予防対策事業
- ・山村振興特別対策事業
- ・東西保育園プール建設事業
- ・農村総合整備モデル事業
- ・役場新庁舎建設事業
- ・歯科衛生センター建設事業
- ・浜井川地区集会所建設事業
- ・泉岳地区集会所建設事業
- ・町道整備事業
- ・湖東農免農道整備事業
- ・五秋林道整備事業
- ・上水道整備事業
- ・し尿処理施設建設事業
- ・歴史民俗資料館建設事業
- ・井内児童館建設事業

④ 井川町総合振興計画（昭和58年～平成2年／8ヵ年）

この計画は、井川村総合開発計画の基本理念を引き継ぎ、国の定住構想の実現や、工場の地方分散志向に対応するとともに、省資源、省エネルギー型の付加価値の高い知識集約型産業構造への変革や、急速にすすみつつある高齢化社会への対応、さらには地域の均衡ある発展を目指している秋田県総合発展計画との整合性を保ちながら、町勢の飛躍的な発展を期して策定されました。

この計画には、平成2年の総人口6,700人の確保や町民所得の大幅な拡大などを主な指標として掲げ、これらを達成するために「豊かでくらしやすいまち」、「福祉の充実した健康なまち」、「豊かな町民性を培う教育文化のまち」の3つを柱として、積極的な施策・事業の展開をはかることとしています。

計画策定後の本町を巡る情勢は、先端技術産業の進展や経済のソフト化、サービス化の進展、ニューメディアの発達等の高度情報社会への進展、国際化の進展、長寿社会の到来等のほか、とくに二度にわたる石油危機を契機とした国・県を通じての厳しい財政抑制基調の中にありましたが、本町においては、行政と町民が一体となって関連施策の推進につとめた結果、県総人口が減少傾向にある中で、町人口は昭和60、61年には増勢に転じたほか、国道285号線バイパス開通にともなう関連アクセス道の整備や新観光秋田30景に選定された日本国花苑の整備、町営住宅の建設、公共下水道整備事業の開始など、各種社会資本の整備や産業の高度化がすすむなど発展を遂げてきたところです。

〈計画期間中の主な事業等〉

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・ 成人病予防対策事業 | ・ 第三期山村振興農林漁業対策事業 |
| ・ 農村総合整備モデル事業 | ・ 赤沢山スキー場整備事業 |
| ・ 定住促進センター（国花苑）建設事業 | ・ 上水道整備事業 |
| ・ 公共下水道整備事業 | ・ 町道整備事業 |
| ・ 土地改良整備事業 | ・ 町営住宅建設事業 |
| ・ かいどう住宅団地の分譲 | ・ 在宅福祉活動（移動入浴サービス） |
| ・ 小学校プール建設事業 | ・ 中学校改修工事 |
| ・ 交通安全施設（歩道）整備事業 | |
| ・ 身体障害者療護施設（桐ヶ丘療護園）の開設 | |



⑤ 第二次 井川町総合振興計画（平成3年～平成12年／10ヵ年）

この計画は、「井川町総合振興計画」の計画期間の終了にともない、住民福祉の向上を第一義とし、住民が快適な居住環境の中で心身ともに健康で生きがいのある豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を志向して、その基本理念を「豊かで、美しく、楽しいまち～ふるさと井川を目指して」としています。

計画策定の背景では、国においては“交流ネットワーク構想”による“多極分散型の国土形成”を基本目標とした「第四次全国総合開発計画」（昭和62年6月）が策定され、また県においては「秋田県新総合開発計画」（平成3年2月）を策定し、県政運営の指針として様々な施策事業の推進がなされました。

また、計画策定後の社会情勢は、それまでのバブル景気から一転して日本経済全体が低迷し、ピーク時の97年（平成9年）には消費税の税率増額、財政構造改革、金融破たんを契機に設備投資が落ち込み、97年10月から98年12月までは5期連続で経済の実質成長率がマイナスに転じるなど深刻さを極めました。このような状況下で個人の生活においても企業の倒産やリストラ、また就職難といった社会不安が広がっていきました。しかしながら21世紀を目前に高度情報化技術の進展によるインターネットの普及、個人のライフスタイルの個性化や多様化、社会でのグローバルスタンダードの構築などの社会変革が見られるなかで、IT関連産業の進展やベンチャー企業の台頭は産業構造に変化をもたらすなど、社会全体で千年期の節目となる大きな転換期を迎えました。

町では、平成5年“井川町美しいまちづくり条例”を制定し、地域における環境美化意識の高揚を唱える一方、地域コミュニティの推進を図って参りました。また平成9年12月に開設された井川さくら駅は町の玄関口として、広域交流の拠点の役割が大きく期待されます。さらには国の景気対策による公共投資の後押しなどで、診療所や健康センター、こどもセンター、特別養護老人ホームの建設など社会資本の整備が発展的に進んだものの、結果として財政負担が増える要因ともなり、健全化と併せた徹底した財政管理が課題として残りました。

〈計画期間中の主な事業等〉

- ・井川町美しいまちづくり条例の制定
- ・成人病予防対策事業
- ・健康センター建設事業
- ・特別養護老人ホーム建設事業
- ・公共下水道整備事業
- ・町道整備事業
- ・五秋蛇喰線林道開設事業
- ・井川さくら駅の開設
- ・町営住宅建設事業
- ・井川町診療所建設事業
- ・老人福祉センター建設事業
- ・こどもセンター建設事業
- ・農業集落排水事業
- ・広域農道整備事業
- ・有線放送センターの開局
- ・井川さくら団地宅地分譲事業
- ・日本国花苑の整備

1) インターネット：ある独立した情報群をコンピューターを媒体として通信回線を用いて情報資源を共有するシステム
 2) グローバルスタンダード：国際標準ともいう
 3) IT：インフォメーションテクノロジーの略
 4) ベンチャー企業：専門性が高く革新力に富んだ知識集約型の小企業のこと

⑥ 第三次 井川町総合振興計画（平成13年～平成22年／10ヵ年）

この計画は、「第二次井川町総合振興計画」の計画期間の終了にともない、住民一人ひとりが「自ら考え自ら行う」という意識のもとに、住民の主体的な参画による、すべての住民が住みやすいまちづくりを目標として、21世紀初頭において、安全に安心して暮らしやすい町民生活の実現を最終目標とするものです。このような認識のもとにその基本理念を「美しいまち 楽しいまち 健康なまち」としています。

計画策定の背景では、国においては“参加と連携”による“多軸型国土構造国土形成の基礎づくり”を基本目標とした「21世紀の国土のグランドデザイン」（平成10年3月）が策定され、また県においては「あきた21総合計画」（平成12年3月）を策定し、県政運営の指針として様々な施策事業の推進がなされました。

また、計画策定後の本町を巡る情勢は、人口の減少と少子高齢化、国、県・地方の財政状況の悪化など、社会情勢の変化のなかで、中央集権型社会から地方分権型社会の実現に向けた改革が進められています。いわゆる「三位一体の改革」では、地方分権の推進に当たり、地方自治体の自立性の強化を実現するため、国からの補助金や地方交付税といった地方の財政補填のための財源を削減し、一方で地方への税源移譲を同時に進めた結果、小規模な自治体では地方交付税削減の影響を大きく受けることとなりました。こういう流れの中で、本町では平成15年には五城目町、八郎潟町との湖東3町による合併協議が開始されました。しかしながら新町建設計画や行政改革の実現性、合併効果等に対する懸念から合併に対する期待感が急速に薄れ、最終町民アンケートでは、合併賛成が26%となり、平成16年12月に合併協議会から離脱することになりました。

町では、公共下水道整備や農業集落排水事業、町道整備などを進め生活基盤という点では一定の水準をクリア出来たと考えています。

また、日本国花苑には桜とともに野外彫刻が整備されこれからの観光資源、町民の憩いの場としてのさらなる活用が期待されます。地域情報化推進事業や中学校建設等にも着手し、社会、生活環境整備は、ほぼ計画どおり進みました。しかし、産業振興、人口対策、少子高齢化対策等が今後の課題として残りました。

〈計画期間中の主な事業等〉

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・ 公共施設バリアフリー化 | ・ 成人病予防対策事業 |
| ・ 井川町自立計画策定 | ・ 圃場整備事業 |
| ・ 八郎湖クリーンセンター建設事業 | ・ 地域イントラネット整備事業 |
| ・ 地上デジタルテレビ設置事業 | ・ 桜の森彫刻コンクール |
| ・ 公共下水道整備事業 | ・ 農業集落排水事業 |
| ・ 町道整備事業 | ・ 分館整備事業 |
| ・ 街灯設置事業 | ・ 無料巡回バス運行 |
| ・ シルバー人材センター発足 | ・ 宅地分譲（小今戸、天神） |
| ・ 町営住宅建設事業（小今戸、天神） | ・ 日本国花苑の整備、直売施設開設 |
| ・ 地域情報推進事業 | ・ 中学校建設事業 |



(2) 社会の変化

① 人口減少、少子高齢化

我が国の総人口は、出生数の減少により、平成22年の1億2,800万人から平成32年には約1億2,300万人になると予測されており、少子高齢化が先進諸国のどこよりも早く進行しています。秋田県においては、平成22年の109万人から平成32年には約97.5万人に減少すると予測されています。

本町においては、平成22年の5,495人から平成32年には約4,961人になると予測されています。

また、14歳までの年少人口が646人から約493人と減少する一方で、65歳以上の老年人口は1,759人から約1,954人に増加し、少子高齢化がますます進むことが予測されています。

このような少子高齢化の進展により、労働力人口の減少に伴う経済活力の減退や年金・医療等の社会保障制度の持続可能性への対応、さらに、集落の維持が困難となる「限界集落」への対応などが求められています。

そこで、産業の振興による就業機会の増と生活環境の整備により、U・Iターン者の受入体制の充実や、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を目指し、子育てに対する社会的支援を充実させるとともに、団塊世代が退職期を迎えている中、高齢者が明るく、生き生きと暮らし、まだまだ現役として社会参加できるよう健康と生きがいづくりの施策を展開していく必要があります。

② 環境問題

大量生産・大量消費・廃棄を繰り返してきたこれまでの生活様式は、地球規模での環境問題を深刻化させており、近年の異常気象の要因にも挙げられています。かけがえない自然の大切さを再認識し、これまでの生活様式や経済活動の転換が求められています。

健康で快適な生活ができるよう、環境に負荷をかけない生活様式、経済活動における自然エネルギーの活用、エコ対策を重視した住宅やさまざまな方策などが求められています。

③ 多様化する社会

少子高齢化、核家族化、就労形態の変化などにより、女性の社会進出の増加、若年層をはじめとする職業意識の多様化が進んでおり、雇用の安定や職業能力の向上などが求められています。

自由時間の増大で、仕事の充実感だけでなく、趣味や自己実現に多くの時間を費やす傾向が強まり、自分にあったライフスタイルを追求する人が増えています。まちづくり・保健福祉・環境などのさまざまな分野で、ボランティア活動が盛んになり、自主的・主体的な活動が活発になります。このため、町民のライフスタイルごとにニーズを把握し、総合的かつきめ細やかな行政を展開する必要があります。

④ 地方分権社会

地方分権^(※)の進展に伴い、資源や財源の制約のもとに、自らの地域は自らの意思で協議・決定し、個性あるまちづくりを実現することが期待されています。

自治体の行財政システムを、地方分権社会にふさわしい仕組みや組織に変革することが求められています。公と民の役割分担を明確にし、町民や団体・企業など、地域の活動主体との協働や連携に向けた取組が求められています。



※地方分権

国が制定した地方分権一括法によると、国と地方自治体の関係は、対等または協力の関係になっています。市町村は、住民ニーズを的確に把握し、自主的・自立的に行財政の展開を図る必要があります。

こうした社会を、地方分権型社会と呼んでいます。



(3) 国および秋田県の施策の方向

国／新・全国総合開発計画

「21世紀の国土のグランドデザイン～地域の自立の促進と美しい国土の創造～」

(平成10年3月策定)

- ①国土の保全と管理に関する施策
- ②文化の創造に関する施策
- ③地域の整備と暮らしに関する施策
- ④産業の展開に関する施策
- ⑤交通、情報通信体系の整備に関する施策

秋田県／「ふるさと秋田元気創造プラン」

(平成22年3月策定)

実施期間：平成22年度から平成25年度までの4年間

○将来ビジョン

- 1. 時代潮流と秋田の可能性
- 2. 4年間に創造する“秋田の元気”
- 3. みんなで目指す10年後の秋田

○5つの戦略

- ①産業経済基盤の再構築戦略
- ②融合と成長の新農林水産ビジネス創出戦略
- ③県民参加による少子化戦略
- ④いのちと健康を守る安全・安心戦略
- ⑤協働社会構築戦略

(4) 「新・井川町総合振興計画」の策定について

こうした状況を踏まえ、少子高齢化等の社会的課題、産業振興対策、行財政改革の推進、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会への対応など、多様化、高度化する町民ニーズに的確な対応をすべく、新しいまちづくりの指針として「第四次井川町総合振興計画」を策定するものです。

2 計画の性格



(1) 計画の目標年次

この計画は、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10カ年間の長期的かつ総合的なまちづくりの指針を示すものです。

(2) 計画の役割

この計画は次のような役割を持ちます。

- ◇町が進める「まちづくり」の基本的方向及び施策を示した、町行政運営の基本的指針です。
- ◇町民及び町内各機関などに対して、自主的かつ積極的な活動と協力を期待します。
- ◇国、県などに対しては、計画目標達成のための行財政措置等について協力を要請します。





(3) 計画の構成及び期間

この計画は、基本構想 基本計画 実施計画で構成します。

基本構想

期 間 平成23年度～平成32年度（10年間）

基本構想は町の現状と課題や様々な社会経済情勢をふまえ、長期的な展望のもと、町の目指すまちづくりの基本理念を示すとともに、取り組むべき施策の向を示すものです。

基本計画

期 間 前期 平成23年度～平成27年度（5年間）
後期 平成28年度～平成32年度（5年間）

基本構想に基づいた諸施策を具体的に推進するための基本方針及び施策内容を体系的に示すものです。

実施計画

期 間 平成23年度を初年度として、毎年度見直しを行うこととします。

基本計画で定める施策を計画的に実施するために必要な事業を明らかにするとともに、具体的な事業の年次計画を示すもので、社会経済情勢などの変化に応じて毎年度見直ししながら施策の実効性の確保に努めるものです。

また、予算編成の指針を示すものです。

3 井川町の現状と課題



(1) 井川町の特性

① 位置・地勢・自然環境

井川町は秋田県沿岸部のほぼ中央に位置し、出羽丘陵に源を発し、八郎湖に注ぐ井川(全長約11.6km)に沿って拓けています。東西約14km、南北約4kmと細長い帯状形を成し、総面積は約47.95km²、東部は波状形の段丘を形成し、西部は平坦で広範な水田地帯を形成しています。

町の東端に位置する俎山(標高721.8m)や井川上流は、四季折々に風情をみせ、西端も井川河口は八郎湖に面し、寒風山をはじめとする男鹿の山々を望む明媚な様は、ともに町の貴重な自然資産として永きにわたり受け継いでいかなければなりません。

② 社会環境

平成7年12月にJR「井川さくら駅」が開設され、町の交通体系に飛躍的な進展を見せました。また、平成12年12月より快速列車も停車するようになり、秋田市への通勤通学者などの利便性が向上、井川町の玄関として利用されています。

平成9年10月には、日本海沿岸東北自動車道の昭和・男鹿半島ICが開設、平成14年9月に昭和・男鹿半島ICと琴丘・森岳IC間が開通したことにより、能代市から岩手県北上市までがつながり、首都圏まで直結する高速交通基幹道路として地域間の交流が拡大され、秋田新幹線と併せ本町も首都圏と結ぶ高速交通体系の中に組み込まれることになりました。

③ 生活環境

ア 昭和38年から実施している循環器健診は、生活習慣病予防に大きな成果をあげる一方、診療所、健康センター、特別養護老人ホームなどの施設が整備され、高齢化社会にも対応できる高福祉のまちづくりに力を入れています。

イ 平成20年3月に井川町美しいまちづくり条例を改正し、官民一体となって美しい景観や環境保全等に配慮し豊かで潤いのある町づくりに努めています。



ウ 春夏秋冬、四季折々に咲き競う日本国花苑は200種2,000本の桜を誇る公園として昭和47年に開園以来、バラ園、パターゴルフ場、テニスコート、芝生広場、桜見本園と整備拡充され、平成12年度から行われた桜の森彫刻コンクールの入賞作品が苑内に設置されています。町民の憩いの場であるとともに秋田市周辺からの利用者も増加し、その評価は年々高まっています。

また、国道285号沿いのサルスベリ並木は平成6年度「新日本街路樹百景・親しまれている街路樹の部」に選ばれ、田園風景とともに美しい景観をつくりだしています。

エ 昭和60年度から町営住宅を建設、現在95戸となっています。また、宅地分譲は昭和57年の街道団地以後、分譲総区画数108区画、分譲面積は44,352㎡となっています。

とくに平成11年には、さくら団地の分譲と町営住宅により新たな町内、さくら町内が誕生しており町勢の伸展に大きな役割を果たしています。

オ 産業経済の進展や生活様式の向上による産業排水や生活雑排水の増大は、井川や八郎湖などの公共用水域の水質汚濁や居住環境の悪化を招くことから、町では下水道整備を重点施策として事業展開をしてきました。

また、下水道整備地区外では農業集落排水事業、合併浄化槽整備事業が行われ、平成15年度には町全域で下水道設備がはりめぐらされました。平成21年度末において水洗化率は約82%となっています。

カ 農業を取り巻く情勢は、生産調整の深刻化や米価の下落など厳しさを増してきております。こうした中で農業生産基盤の整備は農業経営の合理化、生産性の向上にとって欠くことのできない課題となっています。

町では、土地基盤整備など効率的な農業生産体制の確立を図ってきました。



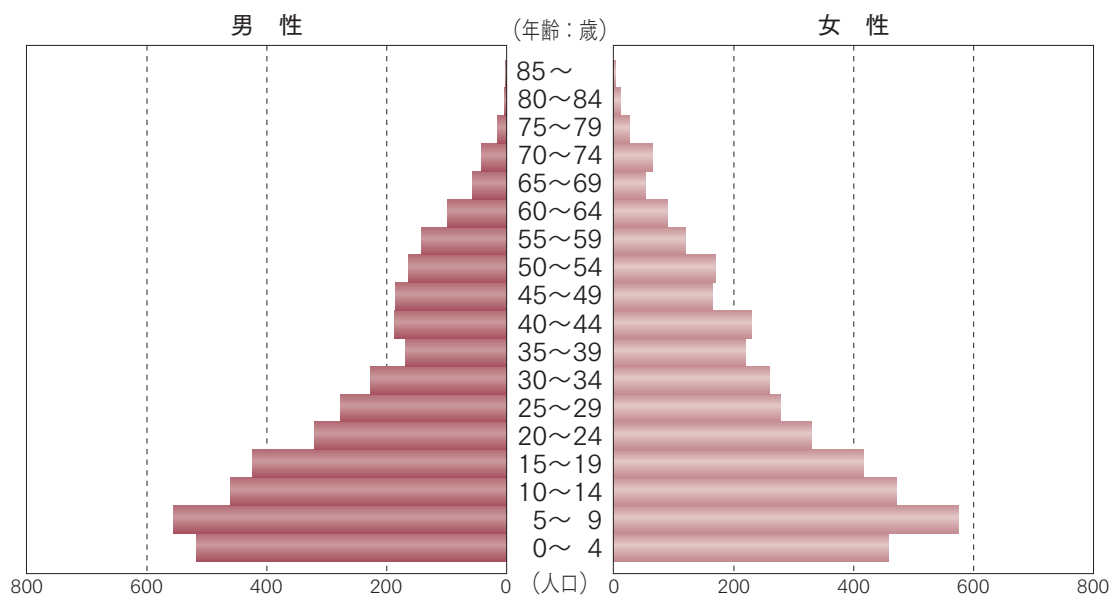
④ 人 口

本町の人口はピーク時（昭和30年）の7,763人から減少を続け、平成17年の国勢調査では5,847人となり減少傾向から脱却できないままです。

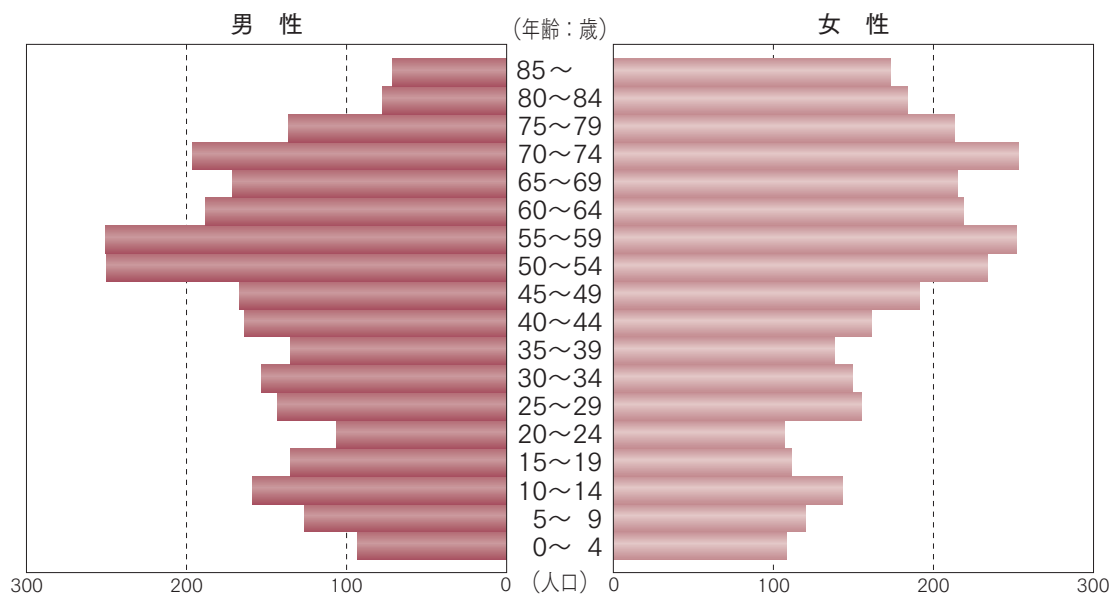
また、年齢別人口年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少し、老年人口（65歳以上人口）が増加しています。

この傾向は今後も続くと言想されています。

■人口ピラミッド（昭和30年）



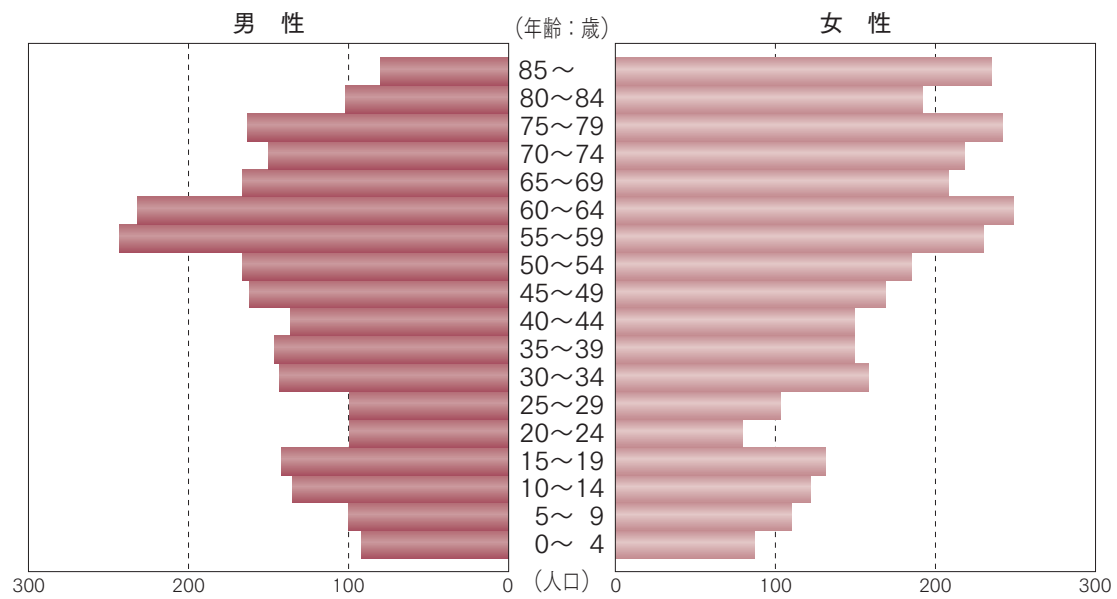
■人口ピラミッド（平成17年）



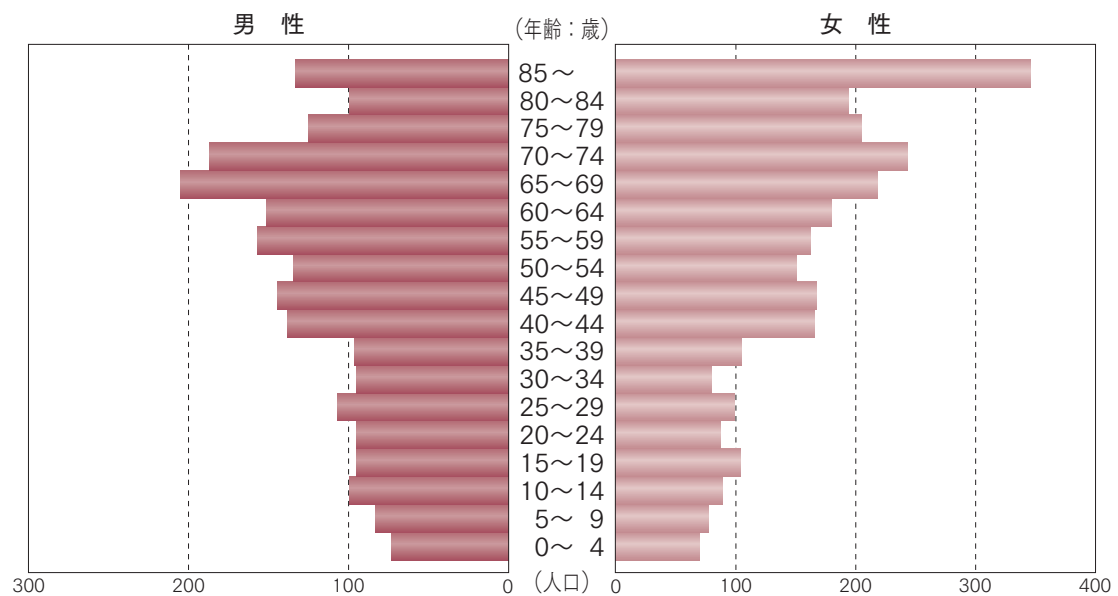
（国勢調査より）



■人口ピラミッド（平成22年）



■人口ピラミッド（平成32年）



(国立社会保障・人口問題研究所人口推計)

⑤ 産業構造

井川町の就業人口は平成17年で2,740人ですが、昭和30年以降、全体で875人（24.2%）減少したなかで、当時83.2%占めていた農業就業者が平成17年にはわずか14.1%に減少し、建設業や製造業、卸小売業、サービス業など第2次・第3次産業従事者がこれに代わって増加しました。なかでも近年はサービス業などの第3次産業従事者の伸びが著しくなっております。

■産業別就業人口

（単位：人、%）

産 業 別			昭和30年		昭和40年		昭和50年	
			就業人口	構成比率	就業人口	構成比率	就業人口	構成比率
第一次産業	農 業		3,008	83.2	2,473	69.7	1,340	41.0
	林 業		19	0.5	33	0.9	35	1.1
	漁 業		9	0.2	2	0.1	2	0.1
	小 計		3,036	84.0	2,508	70.6	1,377	42.1
第二次産業	鉱 業		0	0.0	1	0.0	3	0.1
	建 設 業		125	3.5	284	8.0	449	13.7
	製 造 業		87	2.4	190	5.4	578	17.7
	小 計		212	5.9	475	13.4	1,030	31.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業		0	0.0	2	0.1	10	0.3
	運 輸 ・ 通 信 業		52	1.4	71	2.0	97	3.0
	卸売・小売業・飲食業		122	3.4	190	5.4	314	9.6
	金 融 ・ 保 険 業		27	0.7	13	0.4	22	0.7
	不 動 産 業						2	0.1
	サ ー ビ ス 業		98	2.7	216	6.1	300	9.2
	公 務		68	1.9	73	2.1	117	3.6
	小 計		367	10.2	565	15.9	862	26.4
	分類不能の産業		0	0.0	2	0.1	1	0.0
合 計			3,615	100.0	3,550	100.0	3,270	100.0

（単位：人、%）

産 業 別			昭和60年		平成7年		平成17年	
			就業人口	構成比率	就業人口	構成比率	就業人口	構成比率
第一次産業	農 業		827	25.0	480	15.0	387	14.1
	林 業		38	1.1	21	0.7	7	0.3
	漁 業		0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計		865	26.1	501	15.6	394	14.4
第二次産業	鉱 業		3	0.1	1	0.0	0	0.0
	建 設 業		501	15.1	566	17.6	386	14.1
	製 造 業		829	25.0	814	25.4	465	17.0
	小 計		1,333	40.3	1,381	43.1	851	31.1
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業		10	0.3	15	0.5	10	0.4
	運 輸 ・ 通 信 業		108	3.3	120	3.7	126	4.6
	卸売・小売業・飲食業		391	11.8	411	12.8	459	16.8
	金 融 ・ 保 険 業		48	1.5	45	1.4	49	1.8
	不 動 産 業		1	0.0	3	0.1	7	0.3
	サ ー ビ ス 業		435	13.1	605	18.9	739	26.9
	公 務		117	3.5	123	3.8	103	3.7
	小 計		1,110	33.5	1,322	41.2	1,493	54.5
	分類不能の産業		2	0.1	3	0.1	2	0.1
合 計			3,310	100.0	3,207	100.0	2,740	100.0

（国勢調査より）



(2) 井川町の課題

① 安全・安心のまちづくり

- ◇ 自然災害への備え、防犯・交通安全、消防・救急救命体制の確立
- ◇ 水洗化率の向上
- ◇ ごみの分別と減量化、リサイクル運動の推進
- ◇ 環境問題への対応
- ◇ 道路、公共交通機関、ライフライン等、豊かな町民生活を支える基幹的機能の効率的、効果的な整備の推進
- ◇ 町の美しい自然、おいしい水の保全
- ◇ 人口対策

② 心豊かな健康・長寿社会の形成と、共に支え合う地域づくり

- ◇ 健康で元気に生活できる長寿社会の形成
- ◇ 共に支え合う福祉社会のための組織や体制づくりの促進
- ◇ 保健・医療・介護・福祉の連携によるサービスの充実
- ◇ 少子化対策、子育てしやすい環境の充実（若者の定住促進施策）
- ◇ 町民参加による協働のまちづくりの推進
- ◇ 男女共同参画

③ 地域産業の振興

農林水産業

- ◇ 生産基盤の整備
- ◇ 意欲のある担い手や生産組織、農業法人の育成
- ◇ 振興作物の開發生産、J Aとの連携
- ◇ 地産地消を推進し、直売組織の安定供給や学校給食食材の計画的生産
- ◇ 林業の振興

商 工 業

- ◇ 町内企業の振興と県内外の企業との交流の促進（企業活動の活性化）
- ◇ 雇用の創出
- ◇ 経営意欲の高揚、商工会との連携
- ◇ 観光資源の有効活用

④ 人づくりと地域文化の継承・振興

- ◇ 教育環境の整備
- ◇ 生涯学習の充実
- ◇ 地域文化の継承・振興

⑤ 行財政運営

- ◇ 多様化する町民ニーズに対応した行政機構の見直しと効率化
- ◇ 行政情報等の迅速な伝達
- ◇ 職員の能力向上





Ⅱ

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

『心豊かに 活き生き 安らぎの町』 ～心ふれあう“結のまち” いかわ を目指して～

町民誰もが健康で、心豊かに、活力に満ちた、そして生涯安心して笑顔で暮らせるように、「心豊かに 活き生き 安らぎの町」を基本理念とし、町民参加による協働のまちづくりをすすめます。

誰もが健康で安心して快適に住むことができ、生活することに満足できることが「豊かさ」と言えます。

このため経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいを感じながら生活し、人と人が助け合って心を通わせることができ、住むことに誇りのもてる、活力に満ちた町づくりを目指します。

「結」

結（ゆい）とは、主に小さな集落や自治単位における共同作業の制度である。一人で行うには多大な費用と期間、そして労力が必要な作業を、集落の住民総出で助け合い、協力し合う相互扶助の精神で成り立っている。

語源的には結う、結ぶ、結合、共同などを意味し、地域社会内の家相互間で行われる対等的労力交換、相互扶助をいう。



第2章 まちづくりの指標

井川町の人口は、ピーク時（昭和30年）の7,763人から5,847人（平成17年）となり減少傾向から脱却できないままです。

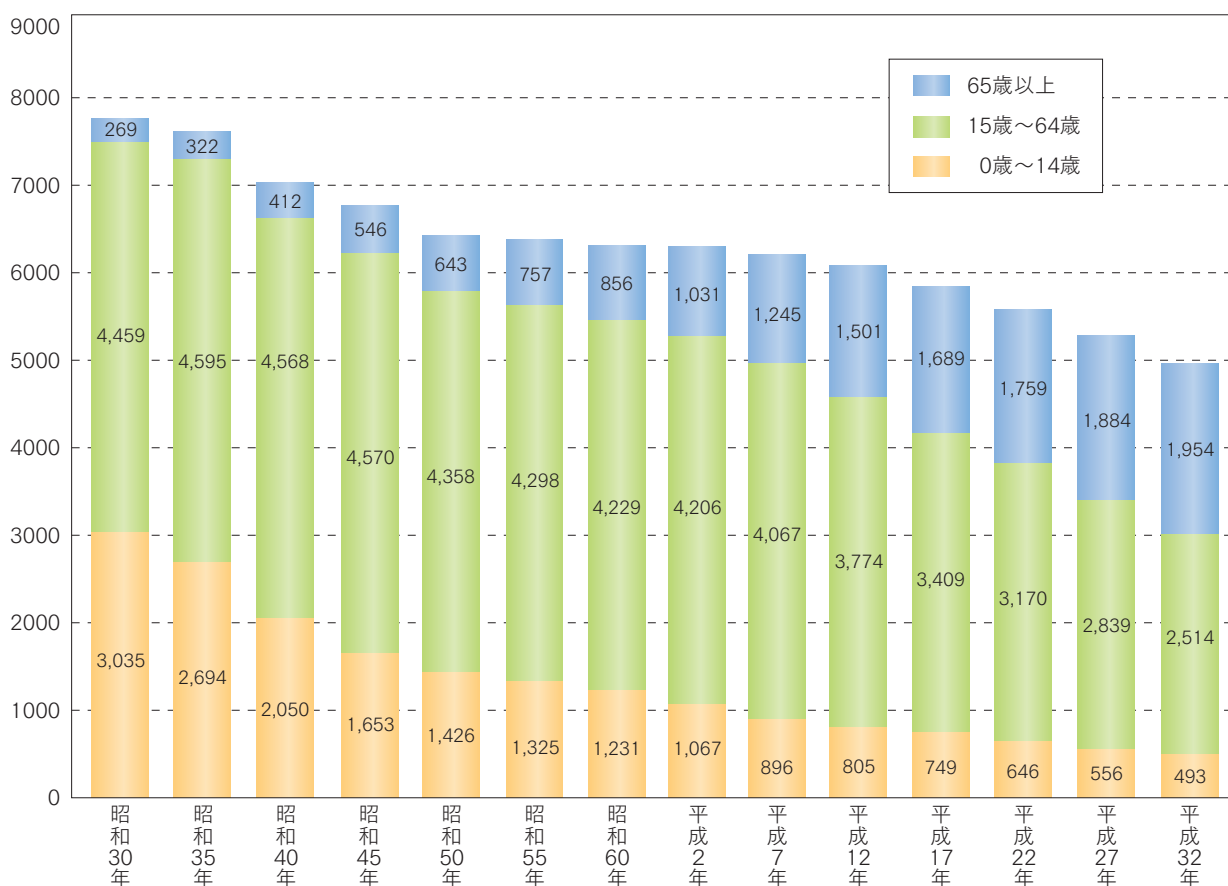
今後も人口減少が進み平成32年には4,961人と推計されております。

また65歳以上の老年人口は増加するのに比べて、0～14歳までの年少人口、15～64歳までの生産人口は減少が推計され、少子高齢化がさらに進むことが予想されております。

生産年齢人口の減少は産業の振興、税収等に与える影響が懸念されることから、少子高齢化への対策が課題となります。

このため、定住化の促進をはじめとする各種施策を推進し、基本構想の目標年次である平成32年度の人口を5,200人と設定します。先行きが不透明な厳しい財政状況のなかで、町民と行政が協働して町民が安全に安心して暮らせる「まちづくり」を目指します。

【人口の推移】 国勢調査報告（平成22年度以降は推計値）



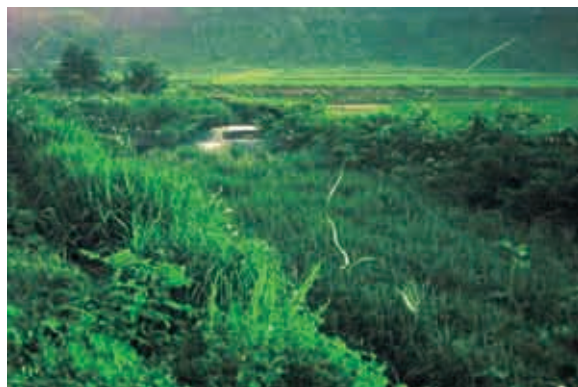
（国立社会保障・人口問題研究所推計）

第3章 まちづくりの基本方針

1 美しい自然が輝く 安全快適な まちづくり

ふるさとの情景として親しまれ愛されている農山村の田園風景を守り育てていくとともに、災害や犯罪のない安全なまちづくりを推進します。

また、地球環境への負荷を軽減するため、町民と行政が協働し、省資源化や再資源化に努めるなど、町民が快適に生活でき、住むことを誇れる定住環境づくりを目指します。



2 心豊かに やさしく安心な まちづくり

少子高齢化、人口減少がすすんでいる中、地域を担う若い世代が安心して子どもを産み、育てられ、子どもたちがすこやかに育ち、高齢者や障害者が明るく、安心して暮らしていける地域社会づくりが求められています。

そのためには、保健、医療及び福祉に関する施策・事業の充実に努めるとともに、町民一人ひとりが進んで行動し、子どもからお年寄りまで全ての人が、お互いの心を尊重し、支え合う社会の構築に取り組む必要があります。

すべての町民が健康で豊かに暮らせるように、やさしく安心なまちづくりを目指します。





3 大地を育み心培う 活き生き まちづくり

地域経済の活力を高め、豊かな生活を支えていくためには、活き生き働くことができる産業の振興を図ることが大切です。

農林業については、生産基盤の整備に努めるとともに、農産物の生産や流通体制の整備、ブランド化を推進し、農林業の振興に努めます。また、農地の利用促進、集落営農及び法人化の推進、新規就農者の確保、担い手の確保・育成に努めます。

商工業については、商工団体への支援、雇用・就業環境の充実に努めます。

さらに、既存産業が抱える課題の解決に取り組み、活性化を図るとともに、新しい時代に対応できる産業を育成し、豊かで活き生き暮らせるまちづくりを目指します。



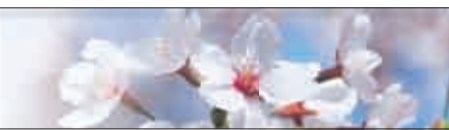
4 あたたかな心 夢ときめく ひとづくり

生涯を通じて自らの個性と能力を伸ばし、楽しく、活き生きとした人生を過ごしたいという意識への対応や、豊かな心・国際的な視野・創造力を持った、魅力ある人材を育む教育・文化のまちづくりが求められています。そのためには、社会変化に応じた多様な学習機会の創出や情報提供、心豊かで思いやりのある青少年の育成、人権教育の啓発等を充実をさせる必要があります。

そして、「まちづくりの原点はひとづくり」という観点から、幼児教育・学校教育・社会教育の充実を目指します。



第4章 施策の大綱



1. 美しい自然が輝く 安全快適な まちづくり

- ① 自然環境の保全
- ② 生活環境の保全
- ③ 防災・防犯・交通安全の推進
- ④ 住環境の整備と定住促進
- ⑤ 交通・通信体系の整備

2. 心豊かに やさしく安心な まちづくり

- ① 保健・医療の充実と健康づくり
- ② 地域福祉の充実
- ③ 高齢者福祉の充実
- ④ 障害者福祉の充実
- ⑤ 共生・協働によるまちづくり
- ⑥ 少子化対策の充実
- ⑦ 男女共同参画社会の形成

3. 大地を育み心培う 活き生き まちづくり

- ① 農林業の振興
- ② 商工業の振興と雇用創出
- ③ 観光の振興

4. あたたかな心 夢ときめく ひとづくり

- ① 幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 生涯学習の推進
- ④ 芸術文化の振興と文化財の保護保全
- ⑤ 生涯スポーツの振興

5. 行財政運営

- ① 効率的、効果的な行財政運営



第1節 美しい自然が輝く 安全快適な まちづくり

① 自然環境の保全

豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため、森林や農地の荒廃を防ぎ、地域の財産として自然環境の保全に努めます。また、秩序のある土地開発に努め自然破壊や環境汚染を防止し、地球環境にやさしい町づくりのための施策を展開します。

② 生活環境の保全

環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、廃棄物の減量化に努めます。

また、環境美化に対する意識の啓発や環境ボランティア組織等の活動を支援するなど生活環境の向上に努めます。

③ 防災・防犯・交通安全の推進

地域防災計画に基づき住民生活の安全確保を優先し、治山・治水により災害の予防に努めます。

また、消防団や自主防災組織活動への支援及び設備の充実を図ると共に、現在消防の広域化が検討されており、消防・救急業務について、効率的かつ、住民が安心できる体制の維持向上に努めます。

防犯・交通安全については、関係機関や団体をはじめ、地域が一体となって住民の安全安心の確保に努めます。

④ 住環境の整備と定住促進

快適に暮らすことのできる町を創るため、自然環境との調和をはかりながら土地の有効利用に努めます。

また、町民のニーズや社会経済状況を勘案しながら宅地造成や計画的な町営住宅建設を進めるとともに、水洗化率100%を目指し環境への負荷軽減に努めます。

⑤ 交通・通信体系の整備

住民の利便性や安全を確保すべく地域内の幹線道路、生活道路の整備を計画的に進めます。

また、更新した有線放送設備を活用しながら、その付加機能を高め住民コミュニティ基盤としての機能充実に努めます。

第2節 心豊かに やさしく安心な まちづくり

① 保健・医療の充実と健康づくり

健康で元気に暮らせる長寿社会を実現するため各種健診の充実に努めるほか、町診療所を医療拠点として日常の医療を支えています。湖東総合病院の救急患者及び夜間休日の患者受入停止により、救急医療は秋田市内の医療機関に依存するところが大きくなっており、関係機関とのさらなる連携と迅速な救急医療体制の強化に努めます。

また、医療サービスの範囲を広げ医療と介護の連携など地域全般での連携医療に重点を置きます。

② 地域福祉の充実

住み慣れた地域で安心して充実した生活をおくれるように、地域の個人、団体組織が連携を深め、支え合い助け合う『地域力』^(※)を高めることが大切になってきています。地域福祉推進の基盤となる住民同士のつながりを強化するほか、関係機関が多種多様な相談事例を共有し、課題解決する連携体制の強化に努めます。

また、増加する認知症や精神障害を勘案した人権擁護制度の定着、保健・医療・福祉サービスの質の向上と利用促進の環境整備に努めます。

③ 高齢者福祉の充実

高齢者の増加と核家族化、少子化、高齢者単独世帯の増加など家庭における介護力が低下しています。これまで、高齢者の生きがいや自立を図るため老人クラブ活動の支援、健康の増進やレクリエーション活動などの社会参加を進めるとともに、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センターなどの高齢者福祉施設の整備を進めてきました。それに加えて高齢者の健康増進や介護予防対策の充実、寝たきりや一人暮らしの高齢者に対する生活支援、家庭介護者を支援するための在宅福祉サービスの充実に努めます。

④ 障害者福祉の充実

障害者が地域で自立した生活がおくることができるよう、自立支援給付の実施と生活支援及び就労支援の充実や、障害者支援施設桐ヶ丘等との連携の強化に努めます。

※地域力

地域社会の問題について町民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことを言う。



⑤ 共生・協働によるまちづくり

まちづくりの主役である町民一人ひとりが、様々な地域活動に取り組み、その個性や能力を発揮することによって、地域社会に貢献していくとともに、まちづくりに参画する行政、町内会、及びボランティアなどの様々な主体がそれぞれの知恵と力を持ち寄り、協力関係を築き、手を携えながら共生・協働のまちづくりを進める必要があります。

地域ができることは地域が担う、地域でできないことを町が担い、町ができないことを県や国が補完的に担う「補完性の原理」に基づき、役割分担を明確にしたうえで、自助・共助・公助のバランスのとれた、共生・協働の体制を築きます。

そのため、地域コミュニティや自治組織などを通じて、町民がこれまでより主体的な形でまちづくりに参画する環境の整備に努めます。

また、地域活動の核となる人材・グループの育成・支援に努めます。

⑥ 少子化対策の充実

「井川町安心子育て支援基金」を創設、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりなど子育て支援事業の充実に努め、就業機会の拡大や雇用創出への支援するなど、若者の定住化を推進します。

また、県で推進している事業「出会い・結婚支援事業」や「仕事と家庭の両立支援」などに積極的に取り組みます。

⑦ 男女共同参画社会の形成

人は等しく個人尊厳が認められ、性別により差別することなく、互いに尊重されるものです。女性に対する暴力やメディアにおける性の表現等女性特有の問題にも配慮しながら、男女の人権を確立するとともに、固定的な役割分担意識を是正し、男女平等意識の醸成に努めます。

第3節 大地を育み心培う 生き生き まちづくり

① 農林業の振興

収益性の高い農業生産体制の構築を目指し、生産基盤整備を進めるとともに関係機関との連携を図りながら農業の六次産業化^(※)を目指します。また、井川ブランドの振興作物開発をするとともに、地産地消を推進し、直売組織や学校給食への安定供給に努めます。

さらに、将来を担う農業者の育成や農業法人の育成に努めます。

農林業が担うべく国土保全、環境及び景観保全のため、間伐の実施や耕作放棄地などの発生防止に努めます。

② 商工業の振興と雇用創出

既存の商工業者の経営意欲の高揚を促すため、井川町企業懇談会や商工会組織等との連携、体制の強化に努めるとともに県内外の企業との交流を促進し、企業活動の活性化に努めます。

また、雇用創出を図るため、企業誘致を検討するとともに、新たな企業の取組みをはかる事業者には指導、支援を積極的に行います。

③ 観光の振興

日本国花苑の桜と彫刻を核とした観光振興に努めます。このため、苑内の施設を整備拡充するとともに地域特産品の開発を推進するなど、集客力の向上に努めます。

※六次産業

農業、水産業は産業分類では第一次産業に分類され、農畜産物、水産物の生産を行うものとされている。六次産業は生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。

農業本来の第一次産業だけでなく、第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1、第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語である。

例えば、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営などが挙げられる。



第4節 あたたかな心 夢ときめく ひとづくり

① 幼児教育の充実

町では、就学前の教育・保育を一体として捉えた幼保一体保育を実施していますが、少子化や核家族化、働く女性の増加など社会の変化に対応し、子ども同士の遊び、自然とのふれあい、発達段階に応じた生活体験などを重視した質の高い保育・教育を実施し、心と身体、社会性など人間としての基礎力を養って行くことを目指します。また、家庭や地域の教育力の向上、子育て支援センターの在宅児童・親子の遊び場の提供、相互交流、子育て相談などの機能充実に努めます。

② 学校教育の充実

知育、徳育、体育の総合的な教育によって、豊かな人間性を持つ調和のとれた児童・生徒を育てる学校教育を推進していきます。井川町の豊かな自然や伝統・文化そして生活など、郷土への理解を深める「ふるさと教育」を実践し、井川で生きること誇りを持ち、明日の井川を拓く創造性豊かな児童生徒の育成に努めます。

また、現在建設中の中学校舎に小学校を併設して小中一貫教育を目指し、望ましい教育環境の整備に努めます。

③ 生涯学習の推進

町民一人ひとりが潤いのある生活の実現を目指し、それぞれの年代やライフスタイルに応じて主体的に学ぶことのできる機会を充実させるとともに、学びの成果を生かす環境づくりに努めます。

④ 芸術文化の振興と文化財の保護保全

郷土の歴史や文化に対する理解を深めるため、地域社会の財産や伝統的な民俗文化などの保護・継承に努めます。また、多様な芸術文化活動を支援し、その振興、発展に努めます。

⑤ 生涯スポーツの振興

町民と共に展開するスポーツ活動で、選手の育成や楽しむスポーツ、健康づくり、生きがいづくりに努めます。そのための推進体制を整備するとともに、施設や設備の充実に努めます。

第5節 行財政運営

① 効率的、効果的な行財政運営

行政情報を積極的に提供するとともに、対話による開かれた行政の体制づくりを進めます。また、行政組織機構の改善や業務の合理化等により効率的な行財政運営や、多様化する町民のニーズに対応する、きめ細やかな行政サービスの提供に努めます。





Ⅲ

基本計画

第 1 章

美しい自然が輝く 安全快適な まちづくり



Ⅲ 基本計画



第1章 美しい自然が輝く 安全快適な まちづくり

第1節 自然環境の保全

【現状と課題】

本町は森林面積が町土面積の半分以上を占めています。さらには、井川上流の清流や広範な田園地帯、八郎湖岸等の豊かな自然環境に恵まれているほか、日本国花苑などの施設を有するなど自然と密着した生活環境にあります。また、近年は森林のもつ涵養能力など自然の多面的な機能も重視されてきています。

しかし、最近ごみの不法投棄や農地の耕作放棄地の増大、森林の荒廃など自然の破壊や環境汚染が進んでいます。

【目 標】

豊かな自然環境を未来に引き継いでいきます。

【基本方針】

河川環境の保全 …………… 河川や湖沼等の水質や水辺の環境保全に努めます。

森林空間の保全・整備 …………… 森林保全に取り組む活動を支援するとともに、病害虫の駆除などにより森林の荒廃を防止し、森林の多面的機能の保全に努めます。

自然保護活動の促進 …………… 啓発活動により環境を大切に思う意識の高揚と自然保護への取り組みを支援し、自然保護活動を促進します。

地球環境への配慮 …………… 環境負荷の少ないまちづくりを目指します。



【主な取り組み】

河川環境の保全	① 河川環境の整備
	② 水洗化率の向上
	③ 農業集落排水施設の公共下水道への接続
	④ 環境に配慮した河川改修の推進
	⑤ 八郎湖の水質浄化と保全
森林空間の保全・整備	① 路網 ^(※) の補修、整備
	② 松くい虫やナラ枯れ対策の実施
	③ ヤマビル対策の実施
	④ 除間伐等森林施業計画に基づく適切な整備
自然保護活動の促進	① 自然保護活動を行う団体の育成、支援
	② 子どもに対する環境教育の推進
地球環境への配慮	① エコ住宅建設の推進
	② 公共施設の木質化
	③ 公共施設の照明などのLED化 ^(※)
	④ 再生可能エネルギー ^(※) 利用の推進

※路網

林道、作業道の総称

※LED

「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のことで“Light Emitting Diode”の頭文字をとったもの。器具の小形化・長寿命など廃棄物の削減が可能で環境に有害な物質を含まないなど、環境保全に配慮したあかりです。

※再生可能エネルギー

自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギー全般を指す。(太陽光、風力、波力、地熱等)

第2節 生活環境の保全

【現状と課題】

現代社会は、商品を大量に生産、消費し、廃棄することにより便利さと快適さを享受してきました。こうしたことがごみ問題や地球規模での環境悪化を招き、将来にわたり健康で安全に暮らしていくことを危うくしています。

本町では、ごみの減量化やリサイクルに向けた啓発活動を行うとともに、ビン、缶等の分別収集による資源化の取り組みを進めてきたことにより、ごみの分別処理は定着してきましたが、排出量はなかなか減らない状況となっています。また、河川や山林への不法投棄も散見されています。

今後は限りある資源を繰り返し使用することができる社会の仕組みづくりが求められています。

【目 標】

環境負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、美しい地域環境をつくります。

【基本方針】

循環型社会の形成 …………… ごみの排出抑制と分別を徹底するとともに3R運動^(※)を進めます。

環境衛生の向上 …………… きれいなまちづくりを進めるとともに、不法投棄防止対策を進めます。

■一般収集ごみの推移

項 目	単位	平成10年度	平成15年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
可燃物年間収集量	t	954	1,025	1,107	989	969
一人当たり排出量	kg	154	168	190	172	171
不燃物年間収集量	t	146	120	118	122	132
一人当たり排出量	kg	24	20	20	21	23
し尿年間処理量	kℓ	1,440	768	792	769	694
住民登録人口（10月1日）	人	6,183	6,089	5,836	5,753	5,669

（町町民課）



【主な取り組み】

循環型社会の形成	① 3 R運動の推進とリサイクル活動団体への支援
	② 環境問題に関する啓発活動の実施
環境衛生の向上	① 美しいまちづくり事業の推進
	② 環境保護活動の推進



※3 R運動

ごみを減らす「リデュース Reduce」、限られた資源を繰り返し使う「リユース Reuse」、資源を再利用する「リサイクル Recycle」、の3つの意味です。有限な資源を守り育てることを目的とした運動です。

第3節 防災・防犯・交通安全の推進

【現状と課題】

◆防 災

町民が安全に安心して生活するためには地域の防災体制の確立が不可欠です。

町では、自然災害はもとより、社会情勢の変化による災害にも対応した地域防災計画及び国民保護計画を策定し、防災対策に努めてきました。

こうした実情を踏まえ、災害被害はいつでも誰にでも起こりうる事を想定し、被害を最小限に軽減する活動が必要とされています。

◆消防・救急

消防団は地域に対し身近な存在であり、防火活動、風水害等の災害防護活動等地域住民の安全・安心の確保の為に果たす役割は大きいものがあります。しかし社会環境の変化によって、消防団員の高齢化や減少、昼時間帯の団員不足等様々な課題を抱えています。

救急体制については、湖東地区消防署に救急車両を導入し、救急救命士を配備している他、必要によっては防災ヘリを活用する等緊急時の早期対応が可能となっています。

◆防犯・消費者行政

現代社会では、日常生活に不安を抱くような事件が続発しております。都市化の進展や生活様式の多様化により、地域社会が持っていた犯罪抑制機能が低下してきています。犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちをつくるため、行政や関係機関が町民と一体となって防犯活動に取り組むことが必要です。

また、悪質商法などによる消費者トラブルも増加しています。このため、警察や関係機関と連携し、町民への情報提供や相談活動などを強化する必要があります。

◆交通安全

交通量が増える中、交通安全運動等を実施しておりますが、依然として交通事故や飲酒運転が減少しておりません。事故のない安全で快適な交通環境を形成するために、一層注意を喚起し事故防止対策をおこなうとともに、地域住民による地域安全活動の推進に努める必要があります。

【目 標】

災害・犯罪・事故などのない、安全で安心なまちをつくります。



【基本方針】

防災・消防 …………… 災害の予防や応急対策、消防活動組織の強化、施設や設備の整備に努めます。

土砂災害や水害の危険性が高い箇所の対策を促進します。

防犯・消費者行政 …………… 防犯関係団体の組織強化を図るとともに、関係機関と連携して地域社会が一体となった活動を展開し、防犯体制の強化に努めます。

交通安全 …………… 関係機関、団体と連携して町民の交通安全意識を高め、特に子どもや高齢者に配慮した交通事故防止に努めるとともに交通安全施設など地域の安全環境の整備に努めます。

【主な取り組み】

防災・消防	① 災害危険箇所の解消、災害時に備えた資機材、備蓄物資の確保
	② 公共施設の耐震化や耐震補強の推進
	③ 井川や赤沢川の河川改修や浚渫の実施
	④ 自主防災組織の強化、防災意識の高揚
	⑤ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T ^(※) ）と連携した有線放送を活用した災害の情報提供
	⑥ 要援護者支援計画に基づく個別計画を策定
	⑦ 消防団員の活動環境や士気の向上
防犯・消費者行政	① 有線放送等を活用した防犯意識の啓発
	② 関係機関等との連携を深めた情報交換
	③ ボランティア団体等の育成、支援
	④ 巡回パトロールの充実
	⑤ 街灯の適正な維持管理
	⑥ 住民への啓発活動の展開と相談体制の確立
交通安全	① カーブミラーや安全標識など交通環境の整備
	② 交通安全組織活動の強化
	③ 交通安全運動の実施

※J－A L E R T（ジェイ・アラート）

全国瞬時警報システムの略。津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステム。

■消防施設等の状況

(平成22年3月31日現在)

区 分	現有数
消 防 ポ ン プ	消 防 ポ ン プ 自 動 車
	8 台
消 防 水 利	小 型 動 力 ポ ン プ
	6 台
消 防 団	消 火 栓
	125基
消 防 分 団	消 防 水 槽
	57基
消 防 団 員	消 防 分 団
	8 分団
消 防 団 員	消 防 団 員
	148人

■火災の概要

(単位：件、千円)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成21年
発 生 件 数	1	5	3	—	—
建 物	1	4	3	—	—
原 野 等	—	1	—	—	—
車 両	—	—	—	—	—
損 害 額	23,458	32,011	4,104	0	0

■救急の概要

(単位：件、人)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成21年
出 動 件 数	急 病	53	76	116	130
	交 通 事 故	17	18	22	14
	一 般 負 傷	7	18	22	28
	災 害	—	—	4	3
	そ の 他	14	16	14	9
	計	91	128	178	184
搬 送 人 員	90	128	172	183	188

(湖東地区消防本部・消防年報)



第4節 住環境の整備と定住促進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化によるライフスタイルの変化等により町民のニーズが多様化しているなか、定住促進のためには経済面での地域振興とともに、住環境の整備を図る必要があります。これまで宅地造成によりさくら町内が誕生し、秋田市等町外からの世帯流入が実現しております。また、下水道整備など生活環境基盤の整備と併せて、土地利用の適正化と需要動向を考慮した計画的な町営住宅整備に努めてきました。また、安全で良質な水を安定的に供給するため、水道施設の改善と水需要の増大に対応した給水施設の拡張整備を行ってきました。

【目 標】

快適に暮らすことができる居住環境の整備により定住を促進します。

【基本方針】

計画的な土地利用の推進 …………… 本町の自然的・社会的条件と現状の土地利用を踏まえつつ、秩序ある土地利用を誘導するため監視・指導に努めます。

住宅・宅地の整備 …………… 社会経済状況やニーズを勘案した宅地造成や町営住宅の整備に努めます。

上下水道の整備 …………… 良質な水の安定供給を図ります。また水洗化率の向上に努めます。

■町土の利用構成

地 目	田	畑	宅地	山林	原野	その他	計
面 積 (km ²)	12.45	1.15	1.84	28.89	1.7	1.92	47.95
構成比 (%)	26.0	2.4	3.8	60.3	3.5	4.0	100.0

(固定資産概要調書より) H22. 1. 1

【主な取り組み】

計画的な土地利用の推進	① 適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画を策定
住宅・宅地の整備	① ニーズにあった宅地造成や計画的な町営住宅の整備
上下水道の整備	① 水洗化率向上のための支援
	② 良質で安定的に供給できる水源の保全と施設改良
	③ 汚水や汚泥処理施設の確保

■上水道普及率の推移

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成21年
上水道	普 及 率 (%)	99.4	99.5	99.6	99.2	99.4
	給水人口 (人)	6,220	6,158	6,009	5,759	5,461

(秋田県水道施設現況調査)





■公共下水道水洗化状況

(平成22年3月31日現在)

	対象戸数(戸)	水洗化戸数(戸)	水洗化率(%)	供用年度
八幡	20	19	95.0	H13
大倉	42	32	76.2	H13
保野子	12	9	75.0	H13
宇治木	36	27	75.0	H15
小泉	50	23	46.0	H14
新間	50	34	68.0	H14
今戸	153	134	87.6	H3
小今戸	98	86	87.8	H2
新屋敷	66	55	83.3	H5
街道	186	165	88.7	H8
田中	66	51	77.3	H6
羽立	140	124	88.6	H7
小竹花	16	16	100.0	H8
中下村	42	35	83.3	H10
上村	32	28	87.5	H11
坂本	75	61	81.3	H11
横岡	47	32	68.1	H13
海老沢	77	53	68.8	H12
さくら	70	70	100.0	H9
計	1,278	1,054	82.5	

■農業集落排水施設水洗化状況

(平成22年3月31日現在)

	対象戸数(戸)	水洗化戸数(戸)	水洗化率(%)	供用年度
井内	78	74	94.9	H7
仲台	25	24	96.0	H7
大麦	26	22	84.6	H14
寺沢	27	19	70.4	H14
綱木沢	13	7	53.8	H14
施田	39	26	66.7	H14
館岡	11	7	63.6	H14
赤沢	37	25	67.6	H14
天神	13	11	84.6	H14
八幡	6	1	16.7	H16
計	275	216	78.5	

全 体	1,553	1,270	81.8	
-----	-------	-------	------	--

(町建設課)

■住居の状況

(平成2年10月1日現在)

区 分	世帯数	世帯人員(人)	1世帯あたり人員(人)	1世帯あたり面積(m ²)	1人あたり面積(m ²)
住宅に住む一般世帯	1,479	6,214	4.20	162.9	38.8
主 世 帯	1,476	6,211	4.21	163.2	38.8
持 ち 家	1,403	5,990	4.27	167.6	39.3
公 営 等 借 家	34	113	3.32	66.9	20.1
民 営 借 家	32	88	2.75	85.4	31.1
給 与 住 宅	7	20	2.86	91.1	31.9
間 借 り	3	3	1.00	18.9	18.9

(国勢調査報告)

(平成7年10月1日現在)

区 分	世帯数	世帯人員(人)	1世帯あたり人員(人)	1世帯あたり面積(m ²)	1人あたり面積(m ²)
住宅に住む一般世帯	1,506	6,128	4.07	170.7	42.0
主 世 帯	1,505	6,124	4.07	170.8	42.0
持 ち 家	1,408	5,828	4.14	177.4	42.9
公 営 等 借 家	63	203	3.22	71.0	22.0
民 営 借 家	26	75	2.88	77.3	26.8
給 与 住 宅	8	18	2.25	88.6	39.4
間 借 り	1	4	4.00	46.2	11.6

(国勢調査報告)

(平成12年10月1日現在)

区 分	世帯数	世帯人員(人)	1世帯あたり人員(人)	1世帯あたり面積(m ²)	1人あたり面積(m ²)
住宅に住む一般世帯	1,583	5,875	3.71	171.9	46.3
主 世 帯	1,578	5,867	3.72	172.3	46.3
持 ち 家	1,450	5,479	3.78	180.5	47.8
公 営 等 借 家	84	276	3.29	73.5	22.4
民 営 借 家	37	102	2.76	94.6	34.3
給 与 住 宅	7	10	1.43	77.0	53.9
間 借 り	5	8	1.60	35.0	21.9

(国勢調査報告)

(平成17年10月1日現在)

区 分	世帯数	世帯人員(人)	1世帯あたり人員(人)	1世帯あたり面積(m ²)	1人あたり面積(m ²)
住宅に住む一般世帯	1,610	5,599	3.48	171.1	49.2
主 世 帯	1,606	5,591	3.48	171.4	49.2
持 ち 家	1,467	5,185	3.53	180.5	51.1
公 営 等 借 家	90	287	3.19	67.9	21.3
民 営 借 家	45	110	2.44	85.0	34.8
給 与 住 宅	4	9	2.25	106.9	47.5
間 借 り	4	8	2.00	53.6	26.8

(国勢調査報告)



■宅地分譲・町営住宅の整備状況

		昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
宅地分譲	区画数	21戸	—	—	—	—
	面積	10,488㎡	—	—	—	—
	名称	かいどう団地				
町営住宅	建設戸数	—	—	—	12区画	3区画
	名称				かいどう団地	羽立団地

		昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度
宅地分譲	区画数	—	—	—	—	16区画
	面積	—	—	—	—	6,812㎡
	名称					かいどう団地
町営住宅	建設戸数	7戸	5戸	6戸	6戸	—
	名称	羽立団地	羽立第2団地	羽立第2団地	羽立第2団地	
		羽立第2団地				

		平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
宅地分譲	区画数	—	10区画	—	—	46区画
	面積	—	3,932㎡	—	—	17,525㎡
	名称		坂本団地			さくら駅団地
町営住宅	建設戸数	7戸	8戸	9戸	—	—
	名称	かいどう団地	かいどう団地	かいどう団地		
				坂本団地		

		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
宅地分譲	区画数	—	—	8区画	—	1区画
	面積	—	—	3,124㎡	—	388㎡
	名称			かいどう第2団地		天神団地
町営住宅	建設戸数	7戸	10戸	4戸	—	—
	名称	さくら駅団地	さくら駅団地	さくら駅団地		

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計	
宅地分譲	区画数	6区画	—	—	108区画	
	面積	2,083㎡	—	—	44,352㎡	
	名称	小今戸団地				
町営住宅	建設戸数	—	11戸	—	95戸	—
	名称		天神団地		7団地	
			小今戸団地			

(町産業課)

第5節 交通・通信体系の整備

【現状と課題】

町道については、利便性のみならず地域の実情や交通量などの諸条件を加味しながら計画的な整備をしてきました。また、国道、県道については、積極的な要望活動を推進し、その成果をあげてきました。

平成7年12月にはJR「井川さくら駅」が開設され、町の交通体系は飛躍的な進展をみせました。平成14年度には日本海沿岸東北自動車道が能代市まで開通し、首都圏まで直結され、秋田新幹線と併せ本町も首都圏と結ぶ高速交通体系の中に組み込まれることになりました。

また、平成20年度からは今までの路線バス「井川線」に代わり、無料巡回バスを運行し、町民の足として活用されております。

本町の情報通信は有線放送システムがその役割の多くを担っており、音声通話機能の他、定時放送、行政情報の提供、または有事の際の緊急放送など付加機能を充実させながらサービスの提供に努めてきました。平成22年度には光サービスを利用したシステムに更新され、今後の多目的な利用に期待が寄せられています。

【目 標】

住民の利便性や安全確保を目指した交通・通信体制の整備に努めます。

【基本方針】

道路網の整備 …………… 町民の利便性、安全を確保すべく幹線道路、生活道路の改良・整備に努めます。

公共交通の整備 …………… 交通弱者に配慮した鉄道、バスの利便性向上に努めます。

情報通信の整備 …………… 町有線放送を活用し、その付加機能を高め住民コミュニティの基盤としての機能充実に努めます。



【主な取り組み】

道路網の整備	① 要補修地点の調査による道路改良
	② 主要基幹道路及び集落内道路の円滑な交通と歩行者等の安全確保のための道路整備
	③ 国道、県道の整備の要望
交通機関の整備	① J R「井川さくら駅」の利便性の確保
	② 町巡回バスの利便性向上と効率的な運行
情報通信の整備	① 町有線放送設備の有効活用



■道路の整備状況

(単位：m、㎡)

区 分	実延長	種 類 別		改 良 済		舗 装 済		道路面積	
		道 路	橋 梁	延 長	率	延 長	率	敷面積	部面積
国 道	5,362	5,241	121	5,362	100.0%	5,362	100.0%	149,308	79,256
県 道	23,304	23,124	180	8,580	36.8%	13,135	56.4%	190,749	127,248
町 道	110,252	109,648	604	74,328	67.4%	89,154	80.9%	747,419	619,232
一 級	27,708	27,468	240	27,059	97.7%	27,708	100.0%	276,293	211,163
二 級	2,273	2,212	61	2,273	100.0%	2,273	100.0%	16,766	12,619
その他	80,271	79,968	303	44,996	56.1%	59,173	73.7%	454,360	395,450
総 計	138,918	138,013	905	88,270	63.5%	107,651	77.5%	1,087,476	825,736

(平成12年4月1日現在)(町産業課)

(単位：m、㎡)

区 分	実延長	種 類 別		改 良 済		舗 装 済		道路面積	
		道 路	橋 梁	延 長	率	延 長	率	敷面積	部面積
国 道	5,362	5,241	121	5,362	100.0%	5,362	100.0%	149,716	79,823
県 道	23,304	23,124	180	8,580	36.8%	13,135	56.4%	190,749	127,248
町 道	129,839	129,101	738	97,062	74.8%	108,917	83.9%	1,062,086	789,798
一 級	36,895	36,503	392	36,135	97.9%	36,895	100.0%	494,355	319,809
二 級	4,325	4,275	50	4,325	100.0%	4,174	96.5%	36,086	24,104
その他	88,619	88,323	296	56,602	63.9%	67,848	76.6%	531,645	445,885
総 計	158,505	157,466	1,039	111,004	70.0%	127,414	80.4%	1,402,551	996,869

(平成22年4月1日現在)(町産業課)

〔比 較〕

(単位：m、㎡)

区 分	実延長	種 類 別		改 良 済		舗 装 済		道路面積	
		道 路	橋 梁	延 長	率	延 長	率	敷面積	部面積
国 道	—	—	—	—	—	—	—	408	567
県 道	—	—	—	—	—	—	—	0	0
町 道	19,587	19,453	134	22,734	7.4%	19,763	3.0%	314,667	170,566
一 級	9,187	9,035	152	9,076	0.2%	9,187	—	218,062	108,646
二 級	2,052	2,063	—11	2,052	—	1,901	—3.5%	19,320	11,485
その他	8,348	8,355	—7	11,606	7.8%	8,675	2.9%	77,285	50,435
総 計	19,587	19,453	134	22,734	6.5%	19,763	2.9%	315,075	171,133

(町産業課)

第2章

心豊かに やさしく安心な まちづくり



Ⅲ 基本計画



第2章 心豊かに やさしく安心な まちづくり

第1節 保健・医療の充実と健康づくり

【現状と課題】

我が国は、世界有数の長寿国となっていますが、一方では疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中及び糖尿病等の生活習慣病の発症割合が増加しており、これに伴って寝たきりや認知症などの要介護者等の増加が社会問題となっています。本町では生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防意識の高揚と積極的な健診活動の推進による疾病の早期発見と早期治療に努めたほか、体力づくりの促進や食生活の改善指導等による疾病予防をはじめとした住民の健康づくりには、とくに意を注いできました。

また、平成9年度には東西診療所を統合して井川町診療所を開設、施設整備の充実を図り、町の医療拠点として住民の日常の医療を支えてきました。

平成11年度には健康センターが開設され、地域保健活動拠点として機能を充実させてきました。

そして平成12年度には介護保険制度が導入され、高齢化が進行する状況において、住民のニーズや地域の実情に応じたサービスの提供ができるよう保健・介護・福祉・医療の連携・向上に努めてきました。さらに平成19年度には地域包括支援センターが設置され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができよう支援体制を充実させています。

【目 標】

町民の健康づくりと各種健診の充実を図るとともに、町民が安心して暮らせる医療体制を確保します。

【基本方針】

町民が生涯にわたって健康に暮らせるよう各種健診の充実に努めるほか、保健機関と各医療機関との連携により、救急医療体制や地域医療体制の充実に努めます。



【主な取り組み】

① 健康づくり意識の高揚
② 予防活動の推進
③ 健全な食生活と健康の増進
④ 健診活動の充実
⑤ 健診データ等健康管理情報の活用と医療機関との連携強化
⑥ 保健・介護・福祉情報サービスを一体的に提供するシステムの構築
⑦ 病院・診療所の連携強化
⑧ 在宅医療の充実

■健康診査の状況

年度	循環器検診			胃部検診			大腸がん検診		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
16	1,903	1,571	82.6	1,024	523	51.1	1,479	1,134	76.7
17	1,951	1,572	80.6	1,037	529	51.0	1,456	1,106	76.0
18	2,149	1,540	71.7	895	527	58.9	1,315	1,066	81.1
19	2,172	1,515	69.8	878	507	57.7	1,336	1,047	78.4
20	2,460	1,551	63.0	806	485	60.2	1,297	1,049	80.9
21	2,215	1,592	71.9	759	436	57.4	1,252	1,026	81.9

年度	子宮がん検診			乳がん検診			胸部総合検診		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
16	730	410	56.2	757	428	56.5	1,657	1,525	92.0
17	360	125	34.7	310	105	33.9	1,598	1,343	84.0
18	380	103	27.1	284	87	30.6	1,370	1,273	92.9
19	403	103	25.6	297	94	31.6	1,342	1,289	96.1
20	354	85	24.0	270	81	30.0	1,351	1,320	97.7
21	613	136	22.2	650	182	28.0	1,334	1,321	99.0

(町町民課)

第2節 地域福祉の充実

【現状と課題】

少子・高齢社会をむかえ、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が低下するなど、社会情勢の変化により生活習慣や価値観が多様化し、町民相互の社会的つながりも希薄化しています。

本町における地域福祉活動は、行政と町社会福祉協議会を中心に包括支援センター・民生児童委員連絡協議会等の組織との連携を強化しながら取り組んできました。保健・医療・福祉・その他のサービスの提供を進めていますが、町民のニーズを十分に把握し、迅速に対応するには行政だけでは十分に対応できない状況にあります。そのため、住み慣れた地域で、安心して充実した生活が送れるように地域の人、団体、及び組織が連携を深め、支え合い、助け合う、『地域力』を高めることが大切になってきています。

【目 標】

互いの思いやりを持って支え合う福祉社会づくりを目指します。

【基本方針】

支援を必要とする人を地域全体で支える体制の構築を目指し、社会福祉団体やボランティア団体等の育成を推進するとともに、行政との役割分担を図りながら地域福祉の充実に努めます。

【主な取り組み】

- | |
|----------------------------------|
| ① 地域福祉推進の基盤となる住民同士のつながりの強化 |
| ② 多種多様な相談事例を共有し、課題解決を実施する連携体制の強化 |
| ③ 増加する認知症や精神障害を勘案した人権擁護制度の定着 |
| ④ 互いに役立つ、楽しみを感じるボランティアの育成と活動の活性化 |



■母子・父子世帯の推移

(3月31日現在)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
母子世帯	30	21	31	57	51
父子世帯	11	9	8	8	12
計	41	30	39	65	63

(町町民課)

■生活保護世帯等の推移

(保護率=パーミル：1,000人に対する割合)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
被保護世帯	28	23	26	35	37
人 員	40	37	37	59	50
保 護 率	6.4	6.0	6.1	9.8	8.9
生活扶助	33	29	33	47	34
住宅扶助	1	4	6	21	18
教育扶助	—	4	1	8	4
医療扶助	34	36	34	49	43
介護扶助	—	—	5	15	19
生業扶助	—	—	—	—	0
葬祭扶助	—	—	—	—	0

(町町民課)



第3節 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

高齢化率は、平成22年7月現在31.1%に達し、今後更に一人暮らし高齢者や虚弱老人の増加が予測されます。また、核家族化、少子化及び高齢者単独世帯の増加など福祉を取り巻く環境の変化によって、家庭における介護力が低下しています。

本町は、これまで高齢者の生きがいや自立を図るため老人クラブ活動の支援、健康増進やレクリエーション活動など社会参加を進めるとともに、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人福祉センター等の高齢者福祉施設整備を進めてきました。今後も地域包括支援センターを中心とした高齢者の健康増進や介護予防対策の充実、寝たきりや一人暮らし高齢者の生活支援や家庭介護者を支援するための在宅福祉サービスの充実を並行して進めなければなりません。

また、元気な高齢者が持つ豊かな知識と経験を活かしながら、地域において相互に助け合う地域ボランティア団体や地域コミュニティなどの育成を図るとともに、就労できる場の確保と、生きがいを持ってまちづくりに参加できる環境を整えていく必要があります。

【目 標】

安心して在宅生活が継続できる地域社会、福祉サービスの体制を構築します。

■65歳以上人口の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
65歳以上人口総数（人）	1,031	1,245	1,588	1,689	1,700
男（人）	419	517	633	651	667
女（人）	612	728	955	1,038	1,033
対人口比（%）	16.4	20.1	26.0	28.9	31.1

（国勢調査、平成22年は町町民課）

■65歳以上要援護老人の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
在宅ねたきり老人（人）	5	28	30	31	13
1人暮らし老人（人）	35	48	69	104	132
計（人）	40	76	99	135	145

（町町民課）



【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉施設の整備や在宅介護サービスの充実を図るほか、高齢者世帯を地域で支え合う福祉サービスの充実や高齢者の活動機会の提供、予防介護の充実に努めます。

【主な取り組み】

- | |
|-----------------------------|
| ① 老人クラブ活動の支援、生涯学習、スポーツ活動の推進 |
| ② 就労支援の充実 |
| ③ 福祉施設の充実 |
| ④ 高齢者住宅整備への融資 |
| ⑤ 在宅高齢者への在宅活動支援 |
| ⑥ 介護予防サービス事業の充実 |



第4節 障害者福祉の充実

【現状と課題】

障害者福祉については、平成15年度からノーマライゼーション^(※)の理念に基づいて導入された支援費制度により飛躍的に充実したものの、さらに障害の種別（身体・知的・精神）ごとの縦割りサービスの一元化、地方自治体間の福祉サービスの格差縮小、就労支援の強化など障害のある人々の支えとして平成18年度から障害者自立支援法が制定され現在に至っています。

町では、この法で策定した「井川町障害福祉計画」（平成19年3月）に基づき施策を展開しています。

【目 標】

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境をつくります。

■身体障害者手帳交付者数の推移

（単位：人）

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総 数		241	289	296	327	329
等 級 別	1 級	50	70	78	93	98
	2 級	45	53	57	63	52
	3 級	46	51	56	63	67
	4 級	50	58	58	68	76
	5 級	19	23	21	22	18
	6 級	31	34	26	18	18
障 害 別	肢 体	143	170	171	191	194
	視 覚	24	22	19	15	15
	内 部	39	52	67	81	80
	聴 覚 等	35	45	39	40	40

（町町民課）



【基本方針】

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の場の確保や障害者福祉施策を充実し、生活支援に努めます。

【主な取り組み】

-
- ① 自立支援給付（介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具給付）の実施

 - ② 地域生活支援（相談支援・コミュニケーション支援・日常生活用具給付等）の確保

 - ③ 障害者の社会参加等の促進

 - ④ 障害者支援施設桐ヶ丘等との連携強化

 - ⑤ 人工透析患者に対する通院費助成

 - ⑥ 地域活動支援センター通所者への交通費補助等



※ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

第5節 共生・協働によるまちづくり

【現状と課題】

行政は、これまでも誰もが安心して、心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを目指して、様々な公共サービスを担ってきました。

しかし、少子高齢化や核家族化の進展をはじめとする社会環境の変化によって、以前は家族や地域で解決していたような子育てや介護、地域防犯・防災などが新たな地域課題となり、行政の画一的な公共サービスだけでは、町民の多様なニーズに対応できなくなってきました。

そのため、町民一人ひとりが様々な地域活動に取り組み、その個性や能力を発揮することによって、地域社会に貢献していくことや行政、町内会及びボランティアなどの様々な主体が、手を携えながら共生・協働のまちづくりを進める必要があります。

また、住民自治組織の活性化に対する支援や地域コミュニティや自治組織などを通じて、町民がこれまでより主体的な形でまちづくりに参画する環境の整備や地域活動の核となる人材・グループの育成・支援が必要となっています。

【目 標】

町民が主体的にまちづくりに参画する環境の整備に努め、町民と行政による共生・協働のまちづくりを進めます。

【基本方針】

① 基盤づくり

住民の自治意識を醸成するとともに、コミュニティ活動を牽引し、支える人材や団体の育成に努めます。

各町内会をベースとして、地域組織の連携強化を図るとともに、合意形成の仕組みづくりに努めます。

② コミュニティ活動等への支援強化

コミュニティ活動を積極的に支援し「自分たちのまちは、自分で考え、つくり、育て、守る」という考え方を基本としたコミュニティ意識の向上に努めます。

③ 町民のまちづくりへの参画

より多くの町民と行政が課題を共有し、協働によるまちづくりを進めていくために、政策の形成段階から町民が参画できる仕組みの強化に努めます。



【主な取り組み】

- | | |
|---|--------------|
| ① | 各地域自治組織の育成支援 |
| ② | まちづくりリーダーの育成 |
| ③ | ボランティア団体等の育成 |
| ④ | コミュニティ活動の支援 |
| ⑤ | まちづくり懇談会の充実 |
| ⑥ | 自治意識の啓発と醸成 |
| ⑦ | 町政参画の機会の拡大 |



第6節 少子化対策の充実

【現状と課題】

若者の県外流出、価値観の多様化、晩婚化等により、年々出生率が低下し、少子化対策は喫緊の課題となっています。少子化は、高齢化率の進行に拍車をかけるとともに、地域の産業・経済に影響を与え、地域活力を低下させます。

そのため、出産や子育てに夢をもてるような地域社会の形成が急務であり、平成22年度に創設の「井川町安心子育て支援基金」等を活用した、育児負担の軽減や若者の結婚支援、子育てと仕事の両立支援などの取り組みが求められています。

また、若者や高齢者をはじめ、すべての人が生きがいをもって働き、安心して暮らし、住み続けられるようにするための就業機会の拡大や雇用創出への支援、定住化の促進などが必要になっています。

【目 標】

子どもを安心して産み育てられる環境づくりなど、子育て支援事業を充実するほか、若者の結婚支援、就業機会の拡大や雇用創出への支援などにより、人口減少の緩和や地域の活性化に努めます。

【基本方針】

安心して子育てができるように、子育てに対する負担の軽減や特別保育の充実を図るほか、子育てに関する情報提供や相談活動を推進します。

また、産業振興等により雇用創出を促進するとともに、求職者への支援を充実させ安心して暮らせる環境づくりに努めます。

■年齢構成別人口の推移

(単位：人)

	昭和30年	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成32年
0～14歳	3,035	1,426	1,231	1,067	896	792	749	493
15歳～64歳	4,459	4,358	4,229	4,206	4,067	3,736	3,409	2,514
65歳以上	269	643	856	1,031	1,245	1,588	1,689	1,954
総人口	7,763	6,427	6,316	6,304	6,208	6,116	5,847	4,961

(国勢調査(平成32年は推計))

**【主な取り組み】**

- | |
|-------------------|
| ① 保育環境の充実 |
| ② 特別保育の充実 |
| ③ 妊婦健診や母子衛生事業の充実 |
| ④ 情報提供や相談受付等の育児支援 |
| ⑤ その他子育て支援事業の推進 |
| ⑥ 産業振興による雇用創出 |
| ⑦ 出会い・結婚支援事業の推進 |



第7節 男女共同参画社会の形成

【現状と課題】

日本国憲法はもとより、男女雇用機会均等法など法律においても男女平等はうたわれており、様々な領域で男女平等の取り組みがなされてきております。

しかし、職場や学校・家庭・地域など、個々の場面において十分に女性と男性とが平等になっているとは言えないのが実情であり、男女の固定的な役割分担意識が残されています。

そこで、男女共同参画に関する問題を解決し、男性と女性がともに参画する社会の実現に向けた施策を推進するため、「男女共同参画社会基本法」に基づく国や県の計画を踏まえ、本町の実情に即した井川町男女共同参画計画が策定されております。

住みやすく、活力ある町をつくっていくためには、こうした国や県の施策に呼応し、町民をはじめ事業者や団体等、地域社会を構成するすべての個人、団体と連携・協調していくことが、男女共同参画社会の形成に向けて求められています。

【目 標】

男女が共に自立し、充実した生活や社会活動に参画できる地域社会の形成を目指します。

【基本方針】

人は等しく個人尊厳が認められ、性別により差別することなく、互いに尊重されるものです。男女の人権を確立するとともに、固定的な役割分担意識を是正し、男女平等意識の醸成に努めます。

また、男女がともに職業と家庭生活・地域活動を互いに両立させ、一人ひとりが自分に合った多様な生き方・働き方を選択できる環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

-
- | | |
|---|------------------------|
| ① | 男女共同参画意識の醸成 |
| ② | 仕事と家庭の両立や、女性の経済力向上への支援 |
-

第 3 章

大地を育み心培う 生き生き まちづくり



Ⅲ 基本計画



第3章 大地を育み心培う 生き生き まちづくり

第1節 農林業の振興

【現状と課題】

本町は、これまで基幹産業として農業を位置づけ高い生産技術と豊かな土地資源を活用しながら、稲作中心の農業を展開、地域経済の発展に大きく寄与してきたところであります。しかし、近年は担い手の高齢化や米価の下落、他産業への就業者の増加による労働力の不足など生産体制が弱体化、そして水稻単一に偏った生産構造にあり、農業全体が伸び悩んでいます。また、農家経済安定と向上のため転作田に大豆や野菜類の栽培を奨励し複合農業の振興を図るとともに、規模拡大を進めるため集落営農組織や農業法人化を推進してきました。

農産物価格の下落傾向が今後も予測される中、生産性向上による低コスト化、担い手の育成、農用地の集積及び基盤整備等を進めております。

また、国の減反政策により耕作放棄地が散見され国土保全からも問題となっております。

森林は、木材をはじめとする様々な林産物の供給や国土の保全、水源の涵養、自然に親しむ場として、安全で快適な生活の維持向上に大きな役割を果たしてきました。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足等により、森林における生産活動が停滞し、林業を取り巻く状況は厳しい状況です。

【目 標】

収益性の高い農業の生産体制を構築するとともに国土保全のため農地、森林の保護に努めます。



【基本方針】

- ① 農産物の生産振興と流通販売対策に向けた取り組みを支援することにより、農業経営の体質強化に努めます。
- ② 認定農業者や集落営農組織、農業法人などの担い手及び若い就農者の育成を支援することにより農業経営基盤の充実・強化に努めます。
- ③ 町振興作物の作付指導及び普及に努めます。
- ④ 井川ブランドの作物開発を目指します。
- ⑤ 圃場や水路など生産基盤の整備に努めます。
- ⑥ 安全安心な農作物生産に向けた取り組みを支援することにより、環境保全型農業を推進します。
- ⑦ 森林が有する生物多様性、地球環境の保全及び涵養能力など多面的な機能の維持管理のため、路網^(※)の整備に努めます。

【主な取り組み】

- | |
|--------------------------------------|
| ① 担い手育成に資する農業機械等の導入支援 |
| ② 若い農業者育成に対する支援 |
| ③ 振興作物の作付けを支援 |
| ④ 井川ブランドの作物開発 |
| ⑤ 地域農産物の学校給食への供給拡大の支援 |
| ⑥ 地場産農産物の産地直売活動を支援 |
| ⑦ 認定農業者や集落営農、農業法人など担い手への支援 |
| ⑧ 担い手への農地の利用集積を促進し、耕作放棄地の発生防止と解消 |
| ⑨ 圃場整備の促進 |
| ⑩ 有機栽培、減農薬栽培、減化学肥料栽培の促進 |
| ⑪ 林業に従事する人材の育成と路網 ^(※) の整備 |
| ⑫ 森林病虫害の防除 |
| ⑬ 農地の適正な管理、不耕作地の解消 |

※路網

森林内にある公道、林道、作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

■市町村内総生産額

(単位：百万円)

区 分	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
総 計	18,552	17,022	17,845	18,488	17,278	17,983	19,345	17,558	16,370	16,684	17,762	17,547
第1次産業	1,477	1,219	1,091	958	909	879	815	993	640	812	753	723
第2次産業	8,528	7,057	7,781	8,342	6,875	7,259	8,531	6,516	5,795	6,119	7,342	7,214
第3次産業	8,547	8,746	8,973	9,188	9,494	9,845	9,999	10,049	9,935	9,753	9,667	9,610

(秋田県県民経済計算)

■農家戸数、専兼別の推移

(単位：戸、人)

区 分	H 2	H 7	H12	H17	H22
農 家 戸 数	885	807	649	573	473
専 業	49	44	53	69	51
第1種兼業	127	115	81	79	96
第2種兼業	709	648	515	425	326
農 家 人 口	4,220	3,757	3,010	2,625	未確定
男	205	1,818	1,466	1,264	未確定
女	2,170	1,939	1,544	1,361	未確定

H12以降の数値は販売農家のみ（世界農林業センサス）

■経営農地規模別農家数の推移

(単位：戸)

区 分	H 2	H 7	H12	H17	H22
例 外 規 定					
0.3ha未満	101	81			2
0.3 ～ 0.5	102	93	73	59	40
0.5 ～ 1.0	224	186	162	133	98
1.0 ～ 1.5	131	111	113	90	65
1.5 ～ 2.0	116	113	91	80	64
2.0 ～ 3.0	120	118	107	93	87
3.0 ～ 5.0	73	74	77	84	78
5.0ha以上	18	31	26	34	42
計	885	807	649	573	476

H12以降は販売農家数（組織経営体含）（世界農林業センサス）



■農業機械保有状況

(単位：台)

区 分	H 2	H 7	H12	H17	H22
耕耘機・トラクター	785	695	665	463	未確定
個人有	737	659			
共有	48	36			
田 植 機	494	431	365	385	未確定
個人有	451	405			
共有	43	26			
バ イ ン ダ ー	80	58	33	—	—
個人有	78	57			
共有	2	1			
コ ン バ イ ン	393	363	334	362	未確定
個人有	351	341			
共有	42	22			
乾 燥 機	431	403	331	—	—
個人有	390	385			
共有	41	18			

H12以降は共有調査なし（世界農林業センサス）

■林道の状況

(単位：m、ha、m³)

地域	路線名	延 長	幅 員	利用地区面積	利用地区蓄積	摘 要
米代川	新 城 線	2,200 (900)	3.6	409 (51)	112,886 (13,790)	()内数は井川町管理分
米代川	大菅生沢線	2,835	3.0	113	11,158	
米代川	田 代 沢 線	1,700	3.6	52	8,040	
米代川	宇治木沢線	973	4.0	80	10,389	
米代川	大 又 沢 線	720	3.6	40	6,276	
米代川	五秋蛇喰線	8,359 (3,806)	4.0	944	129,543	()内数は井川町管理分

(町産業課)

■松くい虫被害の発生状況

(単位：本、m³)

区 分		平成7年度	平成12年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
井川町管内	駆除本数	146	56	58	40	75
	被害量	124	55	32	28	49
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
	駆除本数	60	33	29	24	521
	被害量	38	44	34	35	439

(町産業課)

第2節 商工業の振興と雇用創出

【現状と課題】

本町における商業活動は、地域住民の日常生活に密着した小売店が大部分を担ってきました。しかし、消費者ニーズの多様化、消費者の行動範囲の広域化、大型店の進出などの影響や後継者不足も重なって閉店する動きが加速しております。

工業においては、全県に先駆けて内陸工業団地を形成し、様々な業種の企業誘致を実現するなど地域経済の発展に大きな成果を上げてきました。しかし、近年は長引く景気低迷の影響により中小企業の経営基盤の安定が求められており、経営意欲の高揚を促すため商工会組織等との連携、体制の強化に努める必要があります。また、企業活動の活性化のため、県内外の企業との交流を促進する必要があります。

また、雇用創出を図るため、企業誘致を検討するとともに、新たな起業活動には指導、支援を行う必要があります。

【目 標】

やる気のある商工業者、企業を支援します。また、企業誘致などにより地域経済の向上に努めます。

【基本方針】

商業団体等の指導体制強化と経営者意識の高揚に努めます。

また、企業活動の活性化と雇用創出のため企業誘致を積極的に行うとともに、新たな起業者の取り組みを支援します。

【主な取り組み】

- | |
|---------------------|
| ① 商工団体との連携、支援 |
| ② 県内外の企業、異業種間の交流の促進 |
| ③ 企業誘致活動の推進 |
| ④ 新たな起業家への支援 |
| ⑤ 中小企業振興資金の斡旋 |



■事業所数、従業者数および工業製品出荷額の推移

(単位：件、人、万円)

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成20年	平成21年
事業所数		19	15	11	10	9	8
事業者数	総数	1,097	851	751	780	621	575
	男	732	620	598	627	484	—
	女	365	231	153	153	137	—
工業製品出荷額		1,474,391	1,162,492	1,060,906	1,267,303	1,205,477	879,361
1事業所あたり従業者数		57.7	56.7	68.3	78.0	69.0	71.9
1事業所あたり出荷額		77,600	77,499	96,446	126,730	133,942	109,920
従業者1人あたり出荷額		1,344	1,366	1,413	1,625	1,941	1,529

(各年12月31日現在 工業統計調査)

■商店数、従業者数および年間販売額の推移

(単位：店、人、百万円)

区 分		平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数	総数	78	79	75	66	67	60
	卸売業	8	5	8	8	6	6
	小売業	70	74	67	58	61	54
従業者数	総数	219	233	472	483	530	451
	卸売業	28	19	70	42	75	41
	小売業	191	214	402	441	455	410
年間販売額	総数	4,067	3,865	7,419	10,296	11,018	10,037
	卸売業	1,214	501	1,717	1,667	2,741	800
	小売業	2,853	3,364	5,702	8,629	8,277	9,237

(商業統計調査)

第3節 観光の振興

【現状と課題】

ライフスタイルの変化、少子高齢化などの社会情勢の変化とともに、余暇の活用や観光に対するニーズも多様化が進んでおり、これらに対応した観光振興施策が求められています。

町のシンボルであり、かつ観光集客の面で最も高い機能を持つ日本国花苑は、ハード面の整備は進んでいるものの、観光ボランティアの育成等ソフト面での整備が遅れております。今後は日本国花苑の桜、屋外彫刻、その他施設の県内外へのPR活動及び集客のための人材育成や特産品の開発、販売等地域の特色を生かした展開が必要とされています。

【目 標】

地域の特性を生かした観光振興に努めます。

【基本方針】

日本国花苑の整備拡充を図るとともに、特産品の開発や人材育成、商工団体への支援、県内外へPR活動等を通して観光振興に努めます。

【主な取り組み】

- | |
|----------------------|
| ① 日本国花苑の施設の整備拡充 |
| ② 特産品の開発販売 |
| ③ 人材育成と商工団体及び起業者への支援 |
| ④ 観光PR活動の実施 |

第4章

あたたかな心 夢ときめく ひとづくり



Ⅲ 基本計画



第4章 あたたかな心 夢ときめく ひとづくり

第1節 幼児教育の充実

【現状と課題】

少子化や核家族化、過疎化が進行する中で、就学前の子どもの育ちや保護者の子育て環境に変化が生じ、保育所や幼稚園へのニーズも多様化してきております。

このため、町では施設の共用化や幼保の一体的な保育を実施し、地域のニーズに適切かつ柔軟に対応してきました。

また、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、子ども同士の遊び、自然とのふれあい、発達段階に応じた生活体験などを重視した保育・教育を実施し、心と身体、社会性など人間としての基礎力を養って行くことを目指してきました。

今後は、在宅児童・親子に対する遊び場の提供、相互交流、子育て相談などの子育て支援センターとしての機能充実に図り、こどもセンターを地域の子育て支援拠点としてさらに充実に努めます。

【目 標】

子どもたちが発達段階に応じた生活習慣や社会性を身につけ、豊かな幼児期を過ごせるよう、家庭や地域、子どもセンター、小学校、行政が連携し、幼児教育の充実を目指します。

【基本方針】

- ① 一時預かり保育、延長保育、産休明けからの乳児保育、障害児保育などを実施し、保育サービスの充実に努めます。
- ② 地域に開かれた子育て支援センターとして、保護者に対する子育て相談、在宅児に対する集いの場、保育園児と在宅児の交流など、子育て支援体制のさらなる充実に努めます。
- ③ 子どもの発達の段階を踏まえ、家庭、地域、学校等との連携や交流を行いながら、広い視野に立ち、地域に根ざした幼児教育、子育て支援に努めます。



【主な取り組み】

- ① 総合保育体制の充実
- ② 井川町子育て支援センターの充実
- ③ 家庭、地域、学校等との連携・交流による幼児教育の充実
- ④ 子育て情報の提供
- ⑤ 食育をはじめ生活習慣や集団生活の確立



第2節 学校教育の充実

【現状と課題】

本町の学校教育では、基礎学力の向上とともに地域に根ざした特色ある教育、すなわち本町の児童生徒は「豊かな心と確かな学力でたくましく生きる子どもの育成」に加え、郷土への理解を深めるふるさと教育の推進、明日の井川を拓く創造性豊かな児童生徒の育成に努めてきました。またパソコン等を活用した情報教育、英語力や国際理解教育を高めるなど、社会情勢の変化に合わせた柔軟性のある人づくりに努めてきました。さらには、特別支援の必要な児童生徒の教育環境基盤の整備と人権意識の高揚に努めてきました。

少子化の進行に伴い本町の児童生徒も年々減少しております。今後もこの傾向は続くと考えられることから、小・中学校を併設することが検討されています。それに伴い小中一貫教育への対応や既存の学校施設の利活用を図る必要があります。

【目 標】

将来を担う子どもたちの確かな学力や豊かな人間性に満ち溢れた、明日の井川を拓く創造性豊かな児童生徒の育成を目指します。





【基本方針】

- ① 現在建設中の中学校舎に小学校を併設して、小中一貫教育を目指します。
また、そのための望ましい教育環境の整備・充実に努めます。
- ② 創意工夫を生かした特色ある教育の推進を図るため、個性や能力に応じたきめ細やかな指導をはじめ、体験的な学習や問題解決的な学習の充実、外国語教育の充実に努めます。
- ③ 学習指導体制の充実や教育指導体制の推進に加え、スクールカウンセラーを配置するなど教育相談活動の充実に努めます。また、食に関する指導の充実や安全・安心な学校づくりに努めます。

【主な取り組み】

- ① 小中一貫教育を目指した教育環境の整備・充実と既存施設の利活用
- ② 健全な社会環境づくりと学校、家庭、地域及び行政との連携強化
- ③ 自分の思いや考えを表現するコミュニケーション能力が発揮できる環境づくりの推進
- ④ 外国語指導助手（ALT）の配置と効果的な活用
- ⑤ スクールカウンセラー及び特別支援員の配置と教育相談や心理相談の充実
- ⑥ 体力づくりや食に関する指導の充実と健康教育の推進
- ⑦ 地域伝統文化の学習と職業体験学習の実施
- ⑧ 地域との連携強化と自然体験やボランティア体験を通じた児童生徒の地域参加の推進

■児童・生徒数の推移

（単位：人）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
幼稚園	60	57	100	57	35
男	24	31	52	25	19
女	36	26	48	32	16
小学校	460	355	339	311	280
男	217	177	178	166	133
女	243	178	161	145	147
中学校	282	217	176	183	164
男	144	115	101	100	88
女	138	102	75	83	76

（各年5月1日現在 町教育委員会）

第3節 生涯学習の推進

【現状と課題】

充実した人生と快適な社会環境を築くためには、一人ひとりが、自主的、主体的に取り組む学習活動がますます必要になります。主体的な学習への意識づけを図りながら、学習活動及び事業に気軽に参加しやすい環境づくりを目指します。

町民の学習ニーズ、生活・地域課題に即した学習機会の提供に努め、自主的な学習活動を支援するとともに、学びを地域づくりに活かしていく活動を支援していきます。そのためには、生涯学習活動を推進する体制の整備、施設や設備の充実が必要となります。

また、学校、家庭、地域が連携して、家庭教育・青少年教育等の学習機会の提供に努め、地域全体で子どもを守り育てる体制の充実に努める必要があります。

【目 標】

「自分を育み」「地域を育む」生涯学習の推進を目指します。

■井川町施設利用状況人数

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
環 境 改 善 セ ン タ ー	13,389	13,595	11,416	10,092	9,526
井 内 児 童 館	3,909	4,242	4,037	4,327	4,410
今 戸 児 童 館	5,092	4,713	4,169	4,742	4,742
泉 岳 地 区 集 会 所	4,343	5,065	3,974	3,127	3,430
浜 井 川 地 区 集 会 所	5,093	5,344	5,361	5,937	6,023
施田コミュニティセンター	5,921	6,572	7,158	6,834	6,235
町 民 体 育 館	18,010	18,071	18,785	18,100	14,611
町 民 球 場	4,241	5,289	5,355	5,942	4,680
武 道 館	7,725	8,711	5,471	8,460	7,345

(町公民館)



【基本方針】

① 学びを支える体制の充実

個人のニーズや時代の変化に対応した、適切な学習プログラムの提供に努めます。基本的な学習活動を町が担い、そこから広がる多様な活動を団体サークルの役割とし、町は学習者やグループの自主的活動を奨励し、自らの企画による学習講座等の開催を支援していきます。また、地域の人材の発掘・育成・活用に積極的に取り組んでいきます。

② 学びを生かした地域づくりの推進

学びの成果を生かす活動や機会、情報を提供していきます。各種機関・団体、学校等が連携し、総合的に支援する仕組みをつくり、学習活動の充実に努めるとともに、幅広い世代が参加できる世代間・地域間交流の機会を拡充します。

③ 地域の教育力向上への支援

青少年のたくましく健やかな成長を目指して、学校、家庭、地域及び関係団体等が連携して様々な体験活動等の機会提供に努めます。また、読書活動の推進と読書環境の整備充実に努めます。

【主な取り組み】

- | |
|----------------------------|
| ① 青少年の体験活動の支援と家庭教育の充実 |
| ② 町民のニーズ、生活課題に対応した学習機会の充実 |
| ③ 学びを生かしたコミュニティ・まちづくり活動の推進 |
| ④ 人材の発掘・育成・活用 |
| ⑤ 公民館図書室の充実と読書活動の推進 |
| ⑥ 各種団体の自立化の支援 |
| ⑦ 生涯学習の効果的な運営体制の見直し |

第4節 芸術文化の振興と文化財の保護保全

【現状と課題】

生活水準の向上やライフスタイルの変化、余暇に対するニーズの多様化などに伴い、町民の文化活動への関心が高まり、文化活動を通して生活の中に生きがいや潤いを見いだそうとする傾向が強くなっています。

一方、地域の歴史と風土に根ざして受け継がれた町民文化の継承や先人の残した文化遺産の保護・保存・継承が求められております。しかし、生活様式や社会情勢の変化、後継者不足などにより、地域の伝統文化の継承が困難になりつつあります。

また、郷土学習などの活動も指導者の高齢化などによりその継続が難しくなっており、今後、伝統文化、文化財の保護・保存、活用を図っていくため、新たな人材の発掘・養成等が必要となっています。

【目 標】

郷土の歴史や文化に対する理解を深め、保護・継承・活用に努めます。

また、芸術文化活動が盛んなまちづくりを推進します。

【基本方針】

① 芸術文化の振興

各種団体、サークルにおける主体的な活動を尊重し、支援します。町民が様々な分野の芸術文化活動に参加できるよう、各サークル等の情報提供を進めるとともに、数多く発表・鑑賞できるような機会の創出に努めます。

② 郷土の歴史の理解と文化財の保護

郷土の文化・文化財を町民共有の文化遺産として保護、保全、活用に努めるとともに、伝承のための町民活動を支援していきます。また、指導者の養成に努めます。

【主な取り組み】

① 伝統文化の継承、文化財の収集・整理・保存及び展示

② 身近な生活文化を発掘、伝承、活用する活動の推進

③ 文化祭の開催及び常設展示等成果発表機会の支援

④ 芸術文化団体・サークルの活動支援

⑤ 芸術鑑賞機会の提供



第5節 生涯スポーツの振興

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化、余暇時間の増大とともに、健康で生き生きと暮らしたいという健康志向が強まっております。

健全なスポーツは、一人ひとりの自主性と自発性が基盤となります。「一人1スポーツ」を目指して、競技力の向上はもとより、誰もが日常生活の中で取り組める生活健康スポーツの普及を図り、楽しみながら健康づくり、体力づくりができるスポーツ活動を推進していく必要があります。

そのために、健康づくりグループ等の活動支援とともに、競技スポーツを推進普及する体制の整備、指導者の養成等が必要です。また、季節を問わず、気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備が必要です。

【目 標】

生涯スポーツの推進により、競技力の向上、スポーツによる健康づくり、コミュニケーションづくりを目指します。

【基本方針】

① 生活健康スポーツの普及

誰もが日常生活の中で、気軽にスポーツ活動ができるように、教室の開催や団体の育成、自主的クラブ、グループの活動を支援し、楽しみながら健康づくり、体力づくりができる環境づくりに努めます。

② 競技スポーツの振興

体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団、学校、行政等が連携を図ることで競技スポーツの振興、生涯スポーツにつながる体制づくりに努めます。

③ スポーツを推進する環境の整備

スポーツ施設の整備、利便性の向上に努めるとともに、指導体制の整備に努めます。

【主な取り組み】

-
- ① 日常スポーツ活動の推進
 - ② 各種関係団体の育成、活動支援、指導者の養成
 - ③ 学校スポーツ、競技スポーツの充実
 - ④ 総合型地域スポーツクラブの育成
 - ⑤ スポーツ環境の整備
-



第 5 章

行 財 政 運 営



Ⅲ 基本計画



第5章 行財政運営

第1節 効率的で効果的な行財政運営の構築

【現状と課題】

少子高齢化の進行、ICT^(※1)の進展など社会経済情勢の著しい変化とともに、多様化する町民ニーズに対応するため、行政情報化^(※2)の推進による町民サービスの向上に努めながら、限られた行政資源を最大限に生かした効率的な行財政運営が必要とされています。また、町民の視点に立った効果的な行財政運営が図られるよう、行政情報の提供や情報公開の体制を一層充実させるとともに、多様化する町民ニーズを幅広く吸収し、それを反映させる仕組みの充実が求められています。

【目 標】

行政情報を積極的に提供するとともに、対話による開かれた行政の体制とし、行政機構改革や業務の改善・合理化などにより効率的な行財政運営に努めます。

※1 ICT
情報通信技術のこと

※2 行政情報化
限られた資源、少ない職員で、質が高くスピード感のある行政経営を行って行くため、ICT活用による業務の品質向上、スピードアップ及びコスト削減を目指すもの



【基本方針】

行政情報の提供や情報公開の体制を充実させ、町民と行政の情報の共有化を図ります。また、町民ニーズを的確に把握するため積極的な広聴活動を推進します。

さらに、自治体クラウド^(※3)などによる行政経費の効果的な運営に努めます。

【主な取り組み】

- | |
|---------------------------------------|
| ① 町民と行政の意思疎通できる環境づくり |
| ② 行政情報、イベント情報の迅速な公開 |
| ③ 自治体クラウドの推進 |
| ④ 広域行政の推進と定住自立圏構想 ^(※4) の検討 |



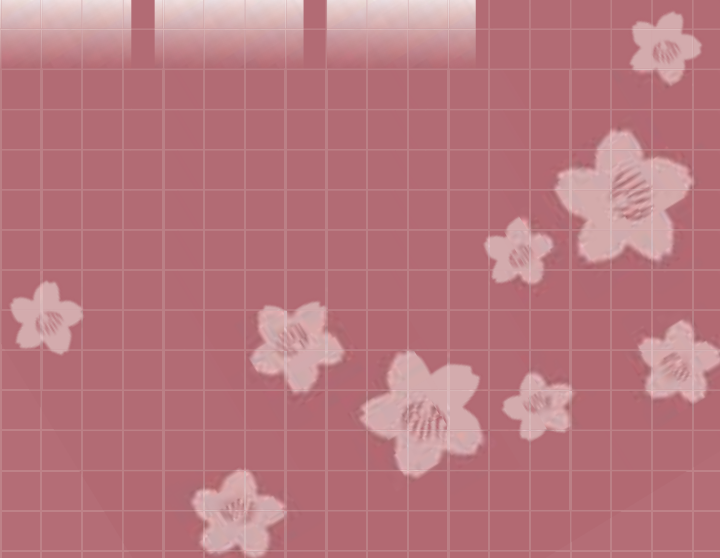
※3 自治体クラウド

住民の基礎台帳、税務、保険などの基幹システムを複数の市町村を統合したデータセンターに統合し、これを共同利用することで効率化を目指すもの

※4 定住自立圏構想

市町村の主体的取り組みとして、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史及び文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

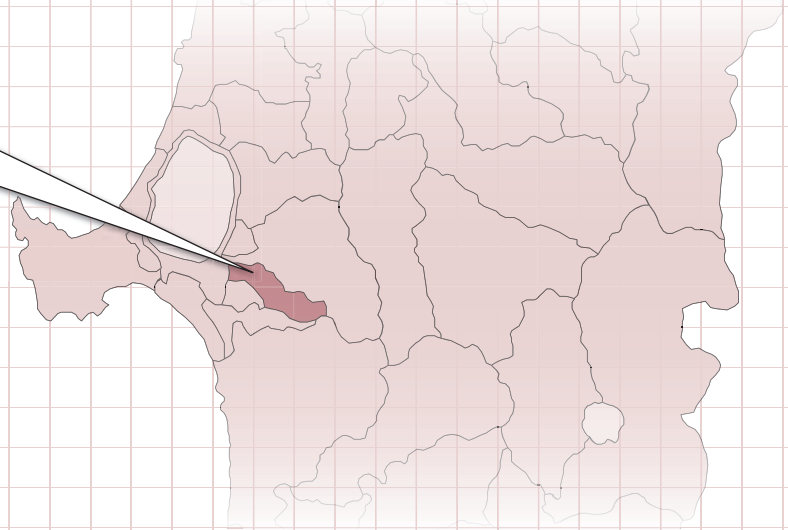
参 考 資 料



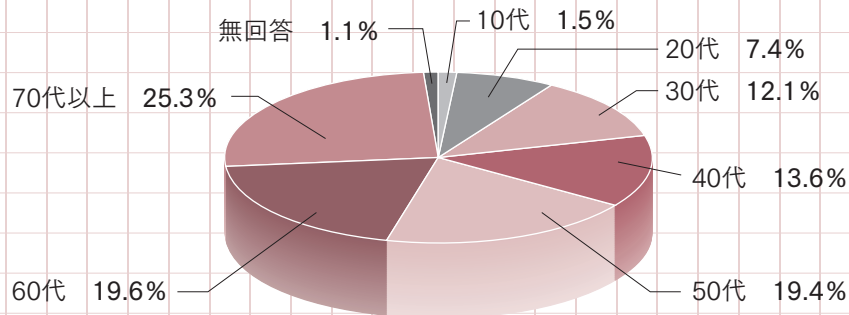
町民意向調査集計票

(実施時期：平成21年11月 調査対象：18歳以上の全町民)

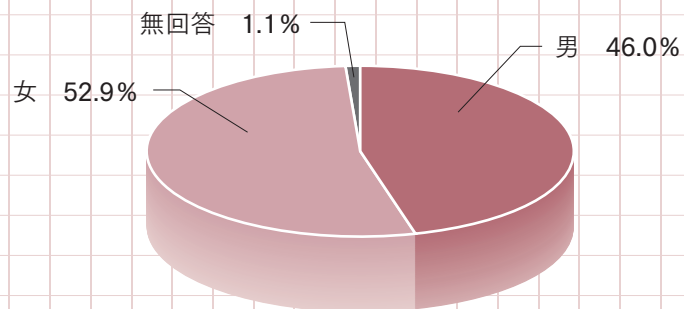
総配布数	4,852
回収総数	3,386
回収率	69.8%

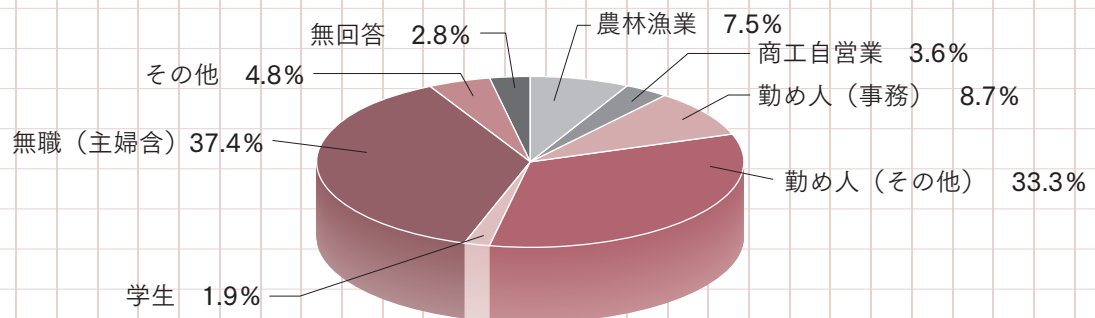
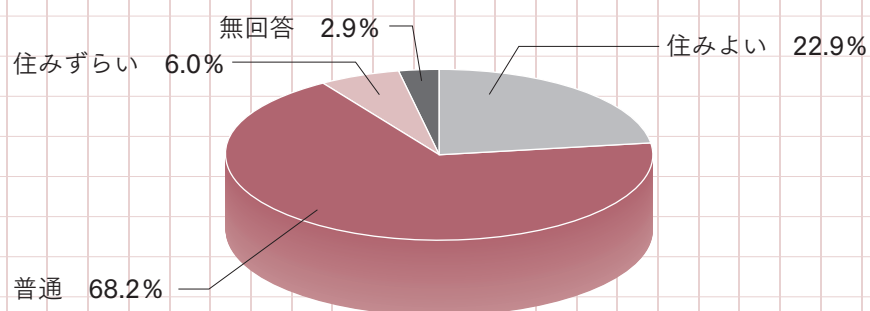
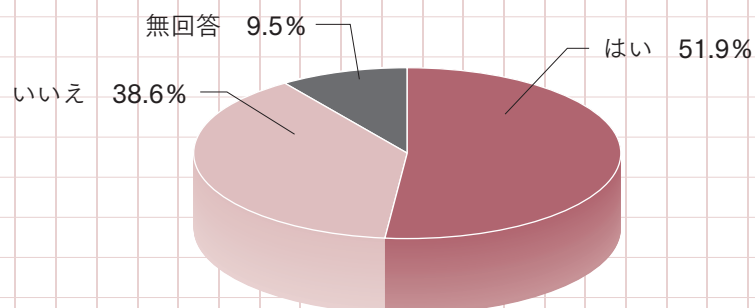


問1 あなたの年齢は？

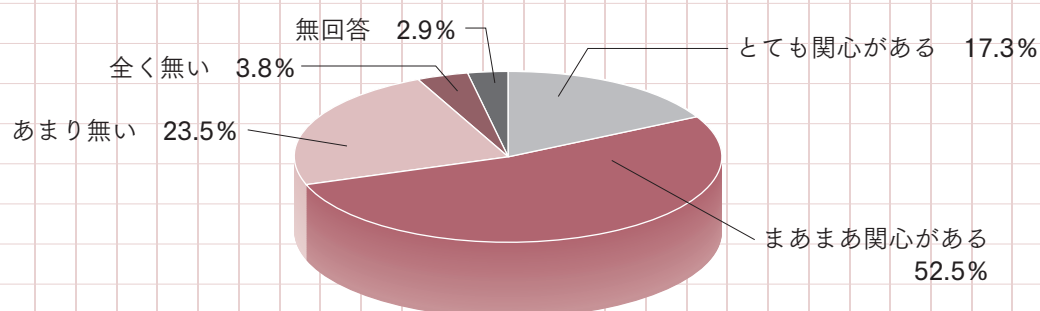


問2 あなたの性別は？

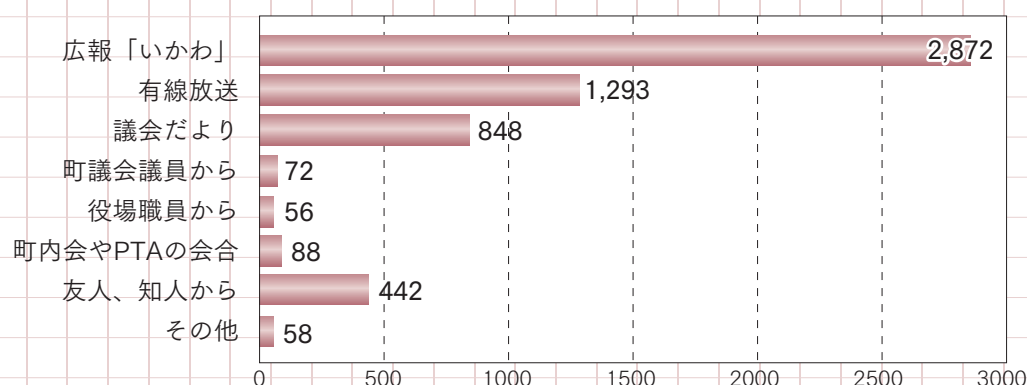


**問3** あなたの職業は？**問4** あなたは井川町に住んで、どのように感じていますか？**問5** あなたは町内の自然や風景などで、町外の人に自慢できるものがありますか？

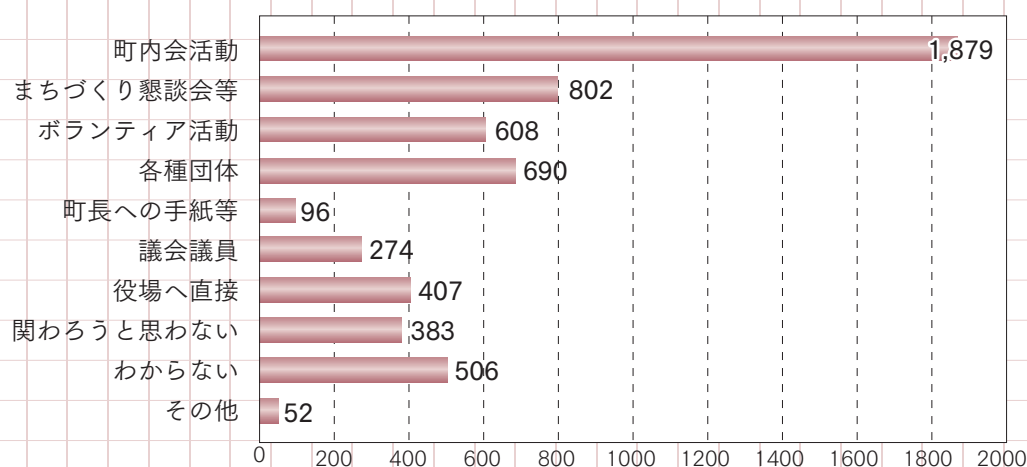
問6 あなたは井川町の動きや情報に関心をお持ちですか？



問7 あなたは町政について主に何によって知りますか？

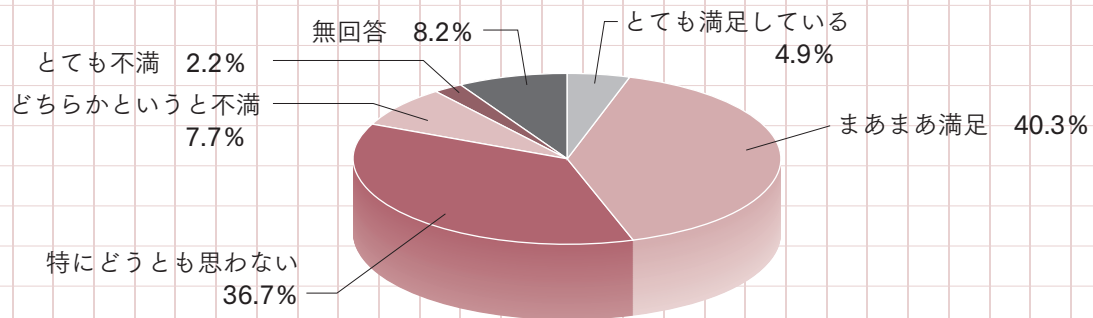


問8 井川町では町民との協働のまちづくりをすすめています、あなたはどのようにしてまちづくりに参画することができますか？



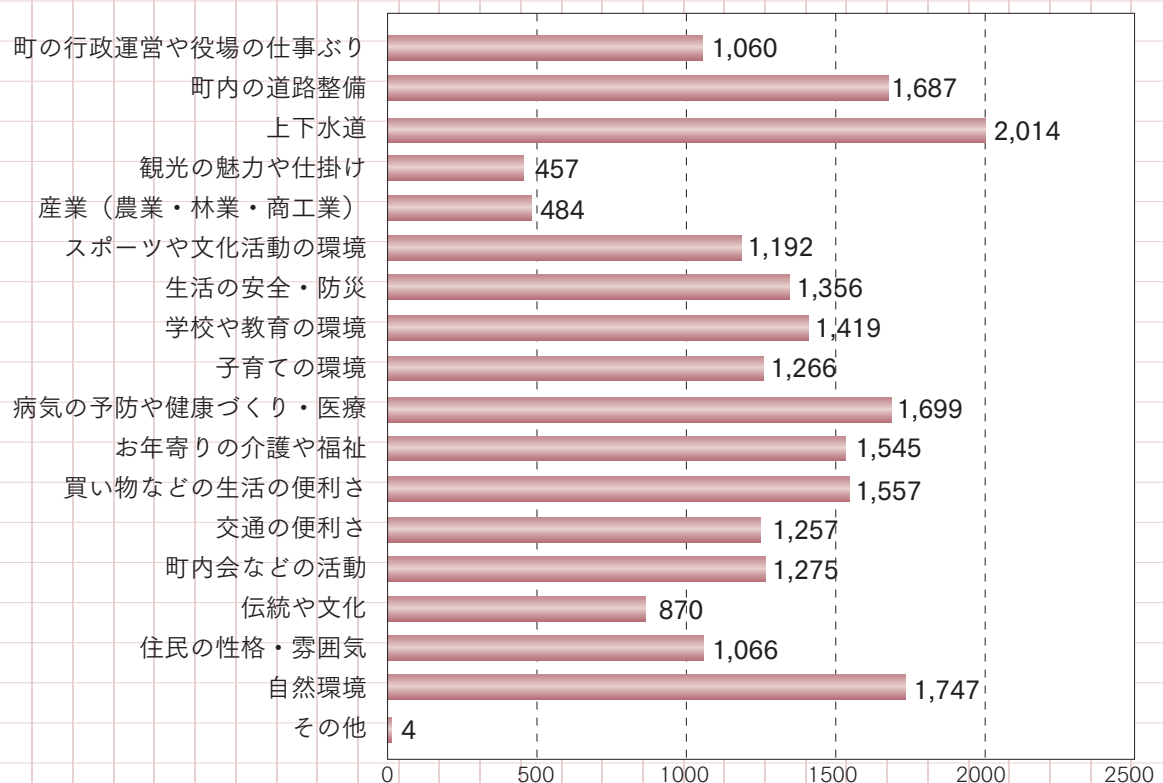


問9 あなたは井川町の行政サービスに満足していますか？



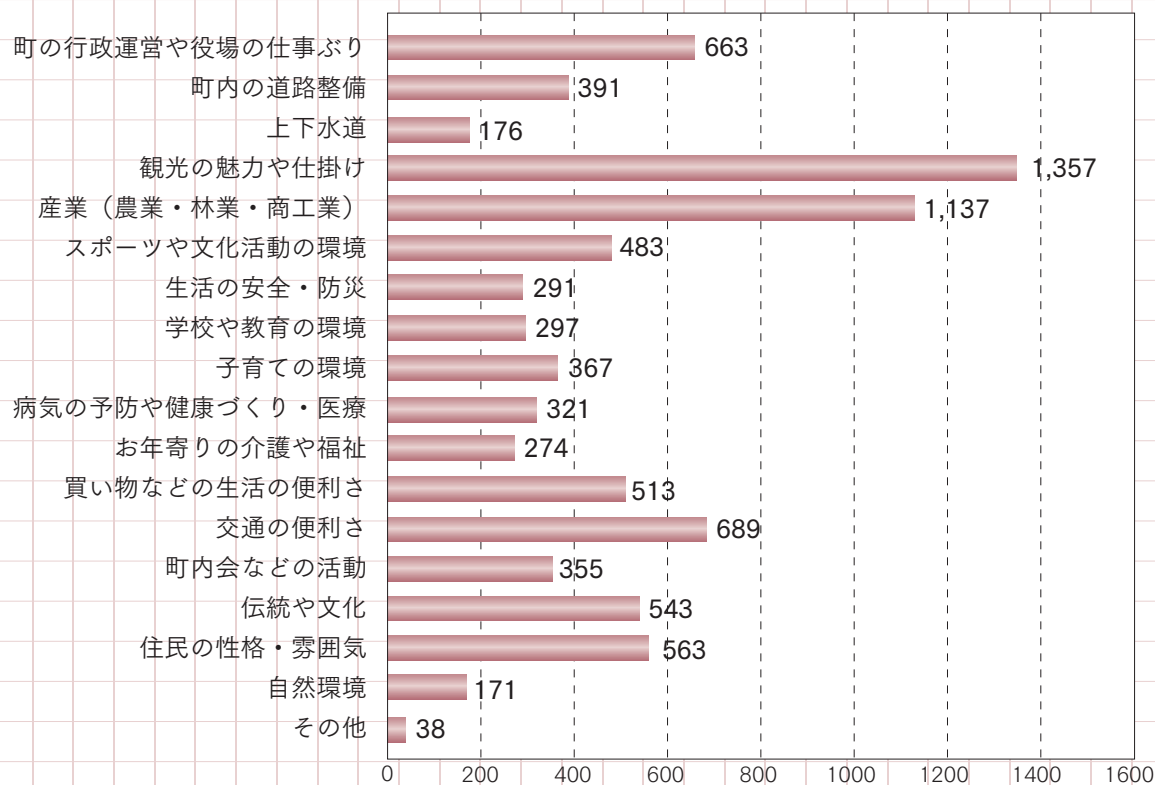
問10 あなたは井川町のどこが良くて、どこが良くないと感じていますか？

良いところ (○) 複数回答可



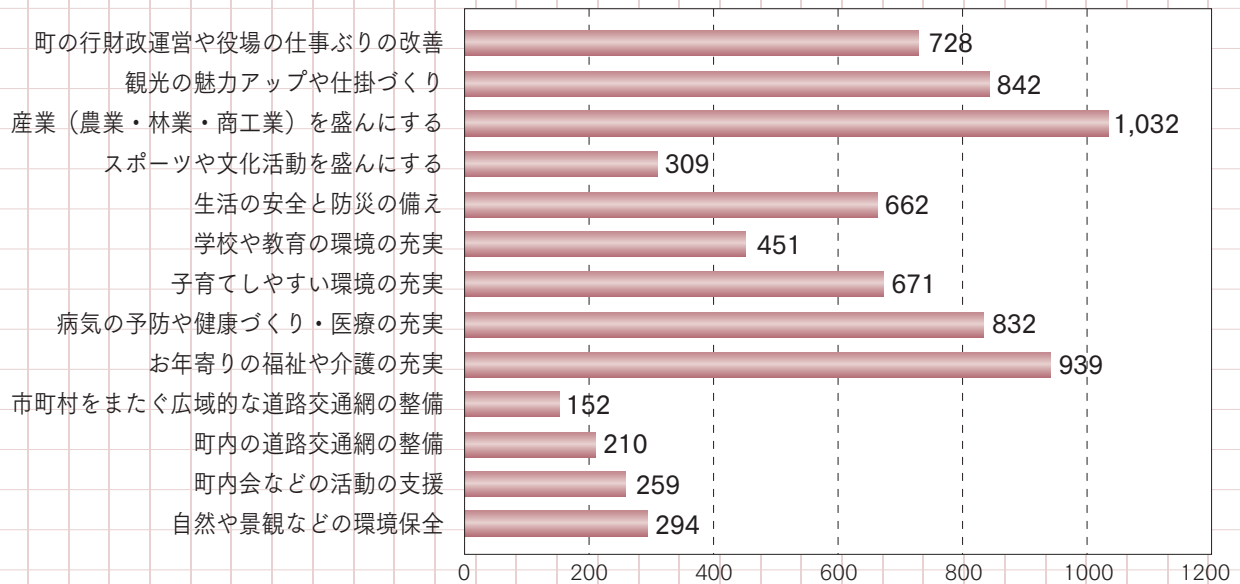
問10 あなたは井川町のどこが良くて、どこが良くないと感じていますか？

良くないところ（×）

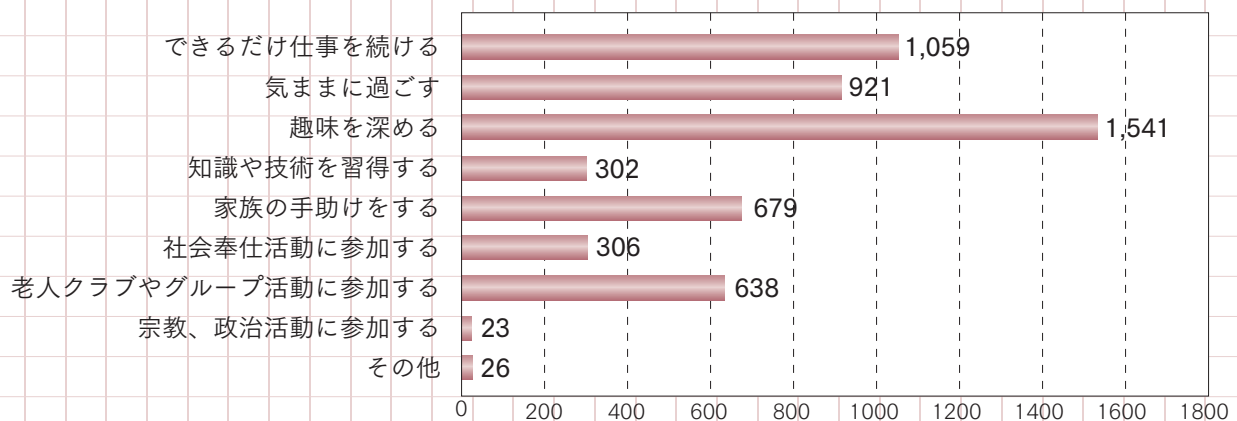




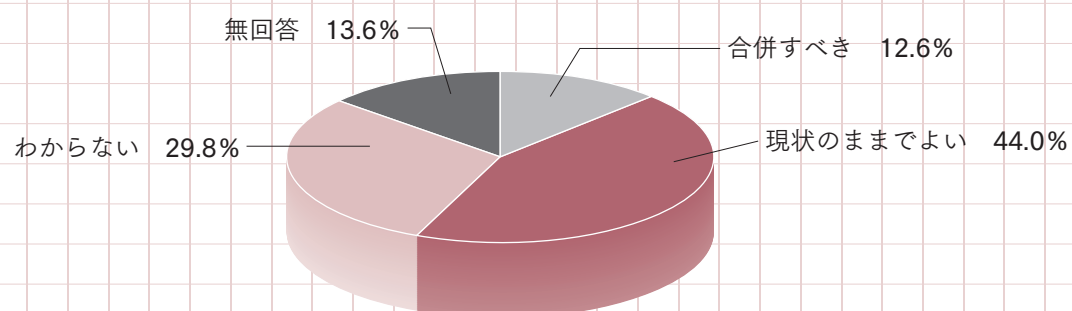
問11 今後力を入れて欲しいこと（3つ選択）



問12 高齢化社会をいきいきワクワク過ごすためには、老後はどのように生活したいと思いますか？（2つ選択）



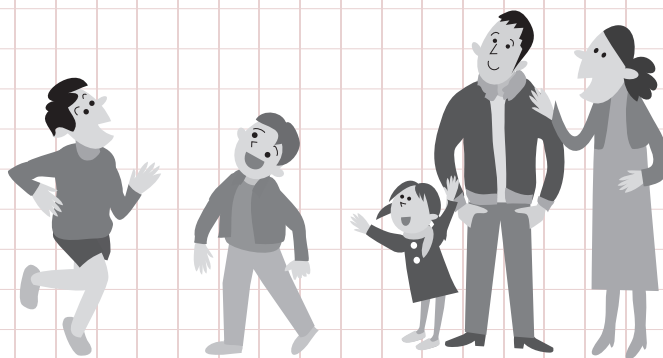
問13 あなたは市町村合併について、将来井川町はどうあるべきと考えていますか？



問14 こんな井川町にしたい・・・言葉にしてください

多かった回答（ ）内は同様意見の数

- ・ 活気、元気、笑顔、明るいまちに関するもの（278件）
- ・ 仲良く、協力、思いやり、温かい、幸せに関するもの（149件）
- ・ 安全、安心に関するもの（88件）
- ・ 誇り、知名度、魅力に関するもの（77件）
- ・ 定住、仕事に関するもの（74件）
- ・ 豊かさ、ゆとり、美しさに関するもの（61件）



問15 まちづくりについてのアイデア、ご意見等

- ・若者たちが中心となって、自然環境を生かしたエコのまちづくり。若者の生活が安定すれば思いやりの心も育つ。
- ・20～30代対象の町長との対話集会の実施。
- ・独身の若者に出会いの場を企画。
- ・町や診療所など、先に立っている人が町民を温かく見守り受け入れる態度をとってほしい。
- ・町民による町民のまちづくり、町民にできることは行政に頼らず町民の手で。
- ・町民が同じ気持ちにならないと良いまちづくりはできない。
- ・各町内ごとにまちづくり班のような部門を作り、2年に1度位で評価表彰などを町で行う。
- ・子育て中の親も気軽に意見が言える場を。
- ・有線放送をもっと活用して色々な情報提供を。
- ・CM大賞に参加し町をもっとPRする。
- ・お年寄りが多いので昔からの言い伝えや、昔の料理の作り方等を本にする。
- ・公民館、児童館等を活用して、もっとお年寄りと子どもたちが交流できる機会があればいいと思う。
- ・見知らぬ人にも大きな声で挨拶する小中学生の態度に心温まる思いを与えてもらえます。「心の大切さ」を大事にするまちでありたい。
- ・毎日登下校を見守ってくれるサポート隊の活動に感謝している。町で表彰してほしい。
- ・豊富な水資源をまちづくりに活用する。
- ・駅から国花苑までの道路を他町ではマネの出来ないようなアイデアで整備したらどうか。
- ・井川町にしかない農作物を作りたい。野菜や果物を加工し町おこしをしてほしい。
- ・町の特産品、B級グルメを作ってアピールする。コンテストなどの開催。
- ・高齢化が進み、増加する休耕田等を有効活用し町の産業として発展してほしい。
- ・農業があつての井川町。小さな農家でもやっていける仕組みづくりが必要。
- ・助け合いの心が少なくなっていることが心配。
- ・現在はお前はお前、俺は俺だという自己精神が強いと思います。話し合いを密にしてもっとお互いが信頼し合ったときに本当に仲良くなれるし、地域の発展が見えてくると思います。

第四次井川町総合振興計画 審議委員名簿

会 長	伊 藤 守	(宇治木町内)
副 会 長	伊 藤 清 次	(羽立町内)
委 員	浅 野 周 一	(今戸町内)
”	伊 藤 健	(宇治木町内)
”	伊 藤 正 子	(大倉町内)
”	遠 藤 フ ミ	(今戸町内)
”	景 山 貴 志	(さくら町内)
”	川 村 金 高	(さくら町内)
”	工 藤 貞 彦	(大麥町内)
”	小 玉 昭 夫	(寺沢町内)
”	小武海 文 恵	(羽立町内)
”	菅 生 篤	(井内町内)
”	鈴 木 康 二	(保野子町内)
”	遠 間 文 夫	(新屋敷町内)
”	中 道 愛 幸	(大野地町内)
”	幡 宮 明 貞	(八幡町内)
”	湊 喜 孝	(大倉町内)
”	山 崎 タエ子	(仲台町内)
”	後 藤 輝 美	(あきた湖東農業協同組合)
”	鷺 谷 嘉三郎	(湖東3町商工会)



第四次総合振興計画 策定経過

日 付	会 議 名 等
平成21年11月	町民意識調査の実施
平成22年 2 月	町民意識調査の集計、分析
平成22年 5 月	担当課基礎調査
平成22年 5 月26日 ～ 6 月 4 日	まちづくり懇談会
平成22年 6 月	町民からの提言募集、審議会委員の公募
平成22年 7 月13日	第 1 回総合振興計画策定委員会（庁内）
平成22年 7 月27日	第 2 回総合振興計画策定委員会（庁内）
平成22年 8 月25日	第 3 回総合振興計画策定委員会（庁内）
平成22年 9 月21日	第 1 回総合振興計画審議会
平成22年10月13日	第 4 回総合振興計画策定委員会（庁内）
平成22年10月20日	第 2 回総合振興計画審議会
平成22年11月19日	第 3 回総合振興計画審議会
平成22年12月17日	第 4 回総合振興計画審議会
平成23年 2 月 1 日	町議会へ総合振興計画（素案）説明会
平成23年 2 月 2 日	第 5 回総合振興計画策定委員会（庁内）
平成23年 2 月17日	第 5 回総合振興計画審議会
平成23年 2 月26日	第 6 回総合振興計画審議会
平成23年 3 月11日	町議会にて議決

秋田県井川町

〒018-1596 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1

総務課 TEL.018-874-4411 FAX.018-874-2600

ホームページ <http://www.town.ikawa.akita.jp/>

E-mail soumu@town.ikawa.akita.jp



秋田県井川町

